

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録 (3) (令和元年3定)			
日 時	令和元年 9月13日 (金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時57分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、面野副委員長、横尾・丸山・秋元・須貝・ 中村(吉宏)・佐々木・山田各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、松岩委員が須貝委員に、高木委員が中村吉宏委員に、中村誠吾委員が佐々木委員に、小貫委員が丸山委員にそれぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順番は、共産党、公明党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

共産党。

○丸山委員

◎議案第3号令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算について

まず、議案第3号令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算についてお聞きをいたします。

ここに出てくる金額7,975万7,000円について御説明をお願いします。

○（医療保険）国保年金課長

この金額は繰越金になりますけれども、平成30年度の国民健康保険事業特別会計決算額の歳入と歳出の差額、いわゆる黒字分なのですが、これが今回補正予算として計上している繰越金となりますけれども、黒字となった主な原因といたしましては、当初予定していました保険料の収納率が思ったより高かったこと、あとは北海道からの特別交付金が多く交付されたことなどが挙げられております。

○丸山委員

黒字ということで8,000万円近くあるということなのですが、これについては今後どのようにされるのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

これにつきましては、補正予算にもありますとおり、基金に積み立てるという形を考えてございます。

○丸山委員

この基金ですけれども、毎年度末の基金の残高です。平成26年度から結構ですので、毎年度末の残高ということでお知らせください。

○（医療保険）国保年金課長

平成26年度末からの基金の残高ですけれども、まず、26年度末で1億6,094万8,657円、27年度末で1億8,244万5,425円、28年度末で1億8,246万3,619円、29年度末で4億4,496万9,790円、30年度末で5億4,027万9,550円、今年度末の予定といたしましては5億2,012万9,248円となる予定でございます。

○丸山委員

直近の5年度分ぐらいを今示していただいたところですが、毎年積み立てられていて、そして今年度末には、また5億円を超える基金が積み上がっていく予定ということです。国民健康保険料の負担というのは、協会けんぽなどと比べてもかなり重いというふうに認識しています。これだけの基金を積み立てられるということであれば、市民が負担する国民健康保険料をもう少し安くできたのではないかとというふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

今年度につきましては、前年度より保険料が著しく上がる見込みとなったため、基金から1億円を投入いたしまして激変緩和を図ったところでございます。来年度以降の保険料がどうなるかというのはまだわかりませんが、基金というのは、今年度のように保険料が著しく上がる場合の激変緩和ですとか、不測の事態への対応ですとか、あるいは平成30年度から国民健康保険財政の都道府県単位化といいまして少し仕組みが変わりまして、その目的の一つであります今後の全道統一的な保険料を目指すことになるのですけれども、それを将来的に目指す際の激変緩和など、いろいろ使い道が想定されるものでありますので、そういった意味で非常に貴重な財源になると思っております。その残高ですとか将来的な繰入金が必要額などを見きわめながら、今後とも必要に応じた適切な、効果的な基金運用に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○丸山委員

ちなみにですけれども、事業運営基金の適当な残高は幾らぐらいというふうに考えていますか。

○（医療保険）国保年金課長

適切な基金の残高の目安ですけれども、先ほど言いました平成30年度の都道府県単位化以前には、不測の支出に備えて恒常的に保有すべき額は過去3年間の平均的な保険給付費の5%と言われていたのですが、都道府県単位化以降は特に目安は定められてはいないのですけれども、現時点の目安としては、まずは従来の5%が一つの参考になるのかなというふうに考えてございます。

○丸山委員

その5%というのは、具体的には幾らぐらいなのですか。

○（医療保険）国保年金課長

5%という考え方で言いますと、小樽市の場合で言いますと、約5億円から6億円程度というふうになってございます。

○丸山委員

そうすると、今年度末の約5億円という基金については、適当な額という認識ということなのです。ただ、やはり日本共産党は、国のお金を1兆円投入して均等割のところを安くしろというふうに、これは全国知事会、全国市長会も国に要求しているところですが、やはり収入に対して、この国民健康保険料の負担が重いというのは広く認識されているところです。市として市民の生活を守るという点で、できるだけ努力をしていただきたいというふうに思います。最後にそういった点でお考えをお聞かせください。

○（医療保険）国保年金課長

例えば協会けんぽとかと比べて保険料が高いというのは御指摘のとおりでございます、その辺のところにつきましては、全国市長会なりで、やはりその辺の調整といいますか、要望しているところでございます。

あと、先ほど言いました保険料を下げるべきという部分につきましては、少し繰り返しになる部分がございますが、当然基金を原資に保険料を下げるという方法はございますけれども、ただただ今後も基金を積むということではございませんので、一方で基金の目的から全て使い切るものではないという、バランスもありますので、今後の国保財政の状況ですとか基金残高などを見きわめながら、適切なタイミングで効果的な基金の繰り入れを考えていきたいというふうに考えてございます。

○丸山委員

ぜひ、市民の立場でよろしく申し上げます。

◎議案第5号令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算について

次に、議案第5号令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算についてお聞きをいたします。

ここに出てきている5億6,112万5,000円について説明をお願いします。

○（医療保険）介護保険課長

今回の補正額の内容についてですが、主に平成30年度決算の精算をする内容でございます。歳入側から見ると、支払基金交付金の30年度超過交付分である1億2,668万2,000円を31年度分と相殺するための減額。その他、国庫負担金や道負担金の30年度超過交付分等が繰越額として6億8,765万7,000円、準備基金の利子収入相当額である財産運用収入15万円が計上されております。

歳出は、相殺された支払基金、交付金以外のほぼ繰越額の内訳になりますが、基金積立金に3億369万8,000円、国庫負担金や道負担金等の超過交付分の精算金と還付未済となっている保険料分である償還金及び還付加算金2億5,742万7,000円となっております。

○丸山委員

介護保険も基金に積み立てているのですけれども、今残高は幾らになっているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

本年5月末現在で約7億6,771万円となっております。

○丸山委員

そうすると、今回の第3回定例会補正後の基金の積立額は幾らになりますか。

○（医療保険）介護保険課長

今回の基金積立金の補正予算額を加えますと約10億7,140万円でございます。

○丸山委員

この介護保険ですけれども、事業規模を単年度で見ると150億円くらいと、ざっくりですけれどもなります。その中で10億円を超える基金が積み上がっているということなのですけれども、市の事業ですのもうけを出す必要はないわけで、ここまで積み上げる必要があるのかと。何かここまで積み上がった理由というのがあったら示してください。

○（医療保険）介護保険課長

基金を積んだ理由ということでございますが、給付費が全体的に計画に比較して少なく経過しているのが要因でございます。その中で大きなものは広域及び地域密着ともに通所介護、いわゆるデイサービスというものになりますが、これともう一つが施設給付の給付費が少なくなっていることが挙げられます。

○丸山委員

デイサービスと施設給付が計画見込みよりも少なかったというお答えでした。高齢の方がそういったサービスを使わなくても十分元気に生活できているということであれば、それはとても喜ばしいというふうに思います。積み上がった基金を活用していただければいいかというふうに思うのですけれども、ただ、心配をするところは、その給付が抑制されてはいないだろうかということなのです。地域の訪問活動の中で高齢者の家庭を訪問することが結構あります。夫婦お二人で暮らされている方もいますけれども、妻を亡くされた、夫を亡くされたということで、ひとり暮らしの高齢の方も結構いらっしゃいます。介護サービスにつながっている方がほとんどですけれども、この年でお元気ですねと少し心配になるような方が、介護サービスはまだ全然使っていませんという方も見受けられるのです。一つ、健康寿命を延ばすために、私はそういう方が元気なうちに、まず一度相談したほうがいいですよというふうにお声がけをさせていただくのですけれども、実際には介護サービスの利用料の負担も気になるわけです。

そういった高齢の方の暮らしを応援するために、小樽市としてできることの一つに介護保険料の引き下げということもあると思うのです。年金生活です。マクロ経済スライドのせいで今後も年金はじわじわと下げられていくように思います。さらに10月からは消費税10%が導入されるということで、本当に年金生活の方たちは、これから寒くなり、灯油も買わなければいけないと、いろいろな心配があります。今後の介護保険料の引き下げについてどの

ようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

本市としまして、介護予防フェアを初めとする啓発活動等、また、サービス給付のほかにケアプラン点検という給付の適正化事業等も行っているところがございます。本市としましては適切な施策を行っているというふうと考えております。

ただ、今委員がおっしゃったように保険料が高い、こういった観点で給付が抑制されているのではないかなというようなことになりますと、これはなかなか今すぐ何かできるというものがなくて、もちろん保険料をすぐに下げるといったこともできないと。ただ、来年度策定される第8期の介護保険事業計画の中でしっかり議論を行って行って、適正な保険料額とするように努力していきたいということでございます。

○丸山委員

介護保険について、健康寿命を延ばすということでも啓発活動にも力を入れられているということであれしく思います。保険料についてもできる限りのことをお願いしたいというふうに思います。

◎太陽光発電について

次に、太陽光発電事業についてお聞きをいたします。

市内でも何カ所かというか、太陽光発電事業が行われておりますけれども、これから計画中のものもあります。住民の方から設置反対の声が出ているところもあります。これについて、どこの場所なのかをお答えください。

○（生活環境）環境課長

太陽光発電事業につきまして、住民の方から設置反対の声が出ている場所ですけれども、市内におきましては最上2丁目、それから塩谷1丁目の2カ所でございます。

○丸山委員

前定例会で、最上2丁目の太陽光発電の事業について議論になっておりました。日本共産党としては、こういった自然エネルギーであっても住民の理解が得られない中での設置は容認できないという立場です。現在、最上2丁目の状況がどうなっているのかお知らせください。

○（生活環境）環境課長

最上2丁目の現在の状況ですけれども、7月19日に事業者によります3回目の住民説明会を開催しております。住民説明会の中では、意見としましては大半の方が設置反対ということでございます。そして8月23日になりますけれども、住民からの要望書及び建設反対の署名3,074筆が市長に手交されたところです。こういう状況でございます。

○丸山委員

7月19日の説明会に私も出席をさせていただいています。3回目ということですが、毎回100人近くの住民の方が関心を持ってそちらに夜に集まり、そして困るのだと、納得がいかないという声を上げている。そして署名については3,000筆を超えるということで、広い方々が関心を持って、そして反対の声を上げているという実態がわかってまいりました。要望書も出されているということで、この回答についてはどうなっていますか。

○（財政）契約管財課長

最上の住民の方からの要望書の回答について、それぞれの項目について回答しております。その中にはガイドラインの設置だとか、現状をどうするかということ、それから太陽光発電に関する小樽市の考え方などを回答したものでございます。

○丸山委員

この住民から出た要望書に対する回答については、新聞の報道も読ませていただきました。市長は事業者に対して、買い戻す、こういった提案もされたということで、住民の中では希望を持って前向きに受けとめているという

ことも言われていましたが、そういう受けとめだということもありましたけれども、ただ、この事業者の認識は、市との間に乖離があるというふうにも報道されておりました。この内容を説明していただけますか、この中身です。

○（財政）契約管財課長

今回、最上の住民の方からの要望書の回答に記載いたしました買い戻しにつきましては、この問題の解決策の一つとして相手方に口頭で打診したものであります。その内容につきましては、今後とも向こうと協議を進めていくことになる、その過程でありますので、今の時点ではお話しすることはできません。御理解願いたいと思います。

○丸山委員

そのあたりが住民の方の受けとめと少し違うのかなというふうに思うのですけれども、こういった状況であっても、やはり市としては住民の立場に立って、住民の反対の声がある限りは設置は認められないという立場でよろしいのかどうか、そこを少し確認させてもらえますか。

○（生活環境）環境課長

当然、住民の御理解を得られるというのが前提ではございます。ただ、全員の方に一人残らずということは、現実的には難しいというふうには考えております。

○丸山委員

そして、ガイドラインについてですけれども、今年度末までにはガイドラインを策定するということをお答えされていると思います。このガイドラインですけれども、最上あるいは塩谷の太陽光発電事業について適用されるのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

今年度中にガイドラインの作成を検討しているところでございますが、現在、最上2丁目、それから塩谷1丁目について、遡及しての適用については難しいと考えております。

○丸山委員

今のところ、最上についても塩谷についても工事はとまっていると。まだ建設されていないという状況なのですが、塩谷1丁目について少し確認をさせていただきます。この塩谷1丁目の土地はもともとどういった土地であったかお答えください。

○（財政）契約管財課長

当該地につきましては、塩谷市営住宅の建設地で市営住宅があったところでございます。

○丸山委員

もともと市営住宅があった。小樽市の持ち物であったその土地を事業者に売って、その事業者が太陽光発電事業をしているというのが今の状況だと思うのですけれども、ところで、その事業者との売買契約の前に住民から反対意見はなかったのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

電話により、住民の方から反対する意見がございました。

○丸山委員

電話で、いつの時期に反対の声が届いたのかお答えください。

○（財政）契約管財課長

平成30年4月18日、業者が購入予定地付近の住宅に戸別訪問を行い、翌19日にその戸別訪問された方から電話があり、反対していることを把握したものでございます。

○丸山委員

その塩谷1丁目に太陽光発電を設置しようとしているのはどちらの事業者で、その売買契約の締結はいつになっていますか。

○(財政) 契約管財課長

まず、事業者でございますが、この売買契約の相手方となります、くにうみエナジー株式会社となります。また、売買契約は平成30年6月4日に契約を締結しております。

○丸山委員

住民の方から電話によって反対の声が届いたのは4月19日で、6月4日に売買契約をされているということで、この間に事業者が近隣住民に説明をしているのかどうか、住民が発電所建設を理解されたのかどうかと、そういったことの確認を小樽市はしているのでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

4月19日に反対の電話があったことから、事業者であるくにうみエナジーに連絡したところ、18日に近隣住民に戸別訪問を行った。また、この反対されている方にも個別説明を行うという回答があったもので、そのように対応されると本市としては認識しておりました。

○丸山委員

18日に戸別訪問をしているということを確認したと。この電話をされた方には、理解を得るためにまた説明をしますということを確認したということです。その説明をしたかどうかという確認はされていますか。

○(財政) 契約管財課長

土地売買契約日までは、その確認を市としては行ってございませんでした。

○丸山委員

私はこの近隣にお住まいの方のお話を聞いております。発電所は困るのだということで、70歳を超えた方なのですけれども、これからの生活を自然に囲まれた静かな環境の中で過ごしていきたいというふうに、そういうふうに思っていたところ、こういった太陽光発電所がつくられると。狭い道を挟んですぐ裏なのです。この方の家の裏にその発電所ができるということで、これは容認できないということで、この方は周りの方ともいろいろお話をしながら反対の声を上げています。私が連絡をとったときも、署名を集めに外に出かけていらっしやいました。その足で私のところに来てくださったのですけれども、重たい資料をリュックに詰めて、共産党小樽市議会議員団の控室に来て、この間の経緯をお話ししていただきました。

小樽市として4月19日の時点で反対意見があるとわかっていながら、その後説明をしたかどうかの確認をしないままに6月4日に土地の売買契約をしているということは、私はこれは余りにも市民の気持ちに沿い切れていない市の対応だったのではないかとこのように率直に言わせていただきます。

この方は、自分の生活環境を守るために何とかならないものかと反対の声を広めようとしているわけですが、その方のすぐ裏に2メートルの高さでフェンスが張りめぐらされ、別の場所の発電所で見ましたけれども、危険だから入っては困るという看板をつけるのです、太陽光発電所に。こういったことが、この方だけではありません。塩谷の住宅地の中で行われるということなのです。こういった太陽光発電所ですけれども、近隣住民に何かのメリットがあるのでしょうか。少しそのあたりの考えをお聞かせ願えますか。

○(生活環境) 環境課長

近隣住民の方に対するメリットという御質問でございますが、再生可能エネルギーにつきましては、国で推し進めている事業でございます。市におきましても住民の安心・安全が守られた上で進めるべきと考えておりますが、近接している近隣住民に対しましては直接的なメリットというのはないと考えております。

○丸山委員

そういうことであれば、やはり近隣住民の理解が必要だと。この太陽光発電所建設には近隣住民の理解が必要だということ、強硬に建設することはないということをお小樽市の立場として、そういう立場をとってくれるということを確認したいと思うのです。よろしいでしょうか。

○（生活環境）環境課長

そのことにつきまして、まず、8月10日に事業者から住民に説明会を開いております。また、8月22日は生活環境部長、財政部長から住民の方、それから8月26日は市長からも説明していますが、塩谷の地区につきましては、現実的にとめることはもう難しいということで説明させていただいております。ただ、市としましては、事業者と住民との間に入りまして対応していきますということで説明させていただいております。また、住民要望、そういったものがないかということで、町会長を通じて、今その辺の要望がないかということも確認させていただいている、こういう状況でございます。

○丸山委員

この塩谷1丁目のところですけれども、町会を通じて私のところにも9月17日に、また、事業者の方が説明にいらっしゃるという案内も来ています。先ほども近隣住民のメリットは見当たらないというお答えでした。その中で反対をしている住民がいて、その方の家の裏に太陽光パネルが設置されるとさまざまな懸案事項があります。有害物質が含まれているとか、電磁波過敏症の心配だとか、事故があったら、火事があったら、そういった心配を抱えながら市民の方が生活をしていかなければいけない状況に追い込まれているのだという認識を持っているのが当たり前だと思うのです。何とかこの住民の生活を守るということで、何ができるのかということで、今後の取り組みをさらにお願しておきます。よろしくお願いたします。

◎平和事業について

平和事業についてお聞きをいたします。

この夏、私は長崎市の原水爆禁止世界大会に行つてまいりました。私は学生のときにも広島市に行つていますが、年を重ね経験を積んで、その上でまた被爆地を訪れたということで、若いときには気がつかなかったこと、感じなかったことも感じてまいりました。いろいろなことを考えてまいりました。その上で、小樽市の平和事業について少し見てみたのですけれども、決算書を見ますと例年8万円弱の予算がついているのですが、平成27年度だけ100万円ぐらいの予算がついているということで、27年度の事業の内容を確認させてください。

○（総務）総務課長

平成27年度の事業ということでお答えいたします。

平和事業として、まず例年行っているものが原爆ポスター展というのをやっております、これは2回に分けてやっているのですけれども、8月上旬に小樽駅前第2ビルの公共プラザでやっております。それから、8月中旬に市役所の本館と別館をつなぐ渡り廊下で行っております。それから、平和映画上映会、これは市立小樽図書館と共催でやっているのですけれども、図書館の視聴覚室でやっているのですが、午前中には児童・生徒向けのアニメを上映しています。それから、午後から一般向けのドキュメンタリー風のものを放映しております。

あと、このポスター展とか映画の上映会のときに署名コーナーを設けて、平和首長会議が主体となって取り組んでいる核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動というのがありまして、ポスター展ですとか上映会の一角に署名コーナーを設けて署名活動を行っている。

これらのほかに、7月下旬から8月上旬にかけて、小樽駅前歩道橋、小樽駅前第1ビルの付近なのですけれども、核兵器廃絶平和都市宣言の横断幕を掲出しております。これは例年の事業なのですが、27年度はこれに加えて、戦後70周年の節目ということがありまして、戦後70周年青少年派遣事業、これは小樽青年会議所が主催するもので、これに市が共催する形で実施したのですけれども、市内の小学生を長崎市へ派遣いたしまして、長崎市で開催される平和祈念式典に参加したりですとか、あるいは被爆関連施設の見学などを行ったものでございます。

○丸山委員

小樽市でも第二次世界大戦の折には7月15日でしょうか、空襲を受けております。あるいは樺太から引き揚げてきている方、その子息も結構数多くいらっしゃるのではないかというふうに思います。小樽に引き揚げてきている

のでしょうか、樺太から引き揚げてくる途中で沈められた船もあるというふうには何かの書物で私は読んだのですけれども、そういった事柄を知る機会が余りないのかなというふうには少し思っているわけですが、平和事業の中でさまざまな取り組みをされておりますが、できれば予算ももっとたくさんつけて、子供たち、あるいは大人の方々にこの8月という時期にあの戦争で何があったのか、そしてこの平和が当たり前ではないということを再認識していただきたいのですけれども、ほかの自治体の例も参考にはしていただきたいのです。

図書館で行われている映画上映、これももう少し動員というか、人が入ってほしいというふうにも思います。周知の工夫をするということであれば、余りお金もかからないのかなというふうにも思います。今、図書館で太宰治の展示がされていますが、ちょうどこの太宰治の「人間失格」、今新たな視点で映画化されておまして、これを機にされている展示だと思っておりますけれども、この展示を私も見させていただきまして、やはり映画の「人間失格」も見に行こうかというようなことも思いましたので、予算が厳しいということであれば、せつかくやっている上映会にもっとたくさん人が入っていただけるような、そんな工夫もお願いしつつ、さらに予算も何とかならないものかというふうにも思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○横尾委員

それでは私から、今実施しているものをどう生かしていくのか、そして市のため、地域のために頑張る人をどう市として応援していくのか、そのような観点から質問させていただきたいと思います。

◎桜ロータリーと小樽八区八景について

桜ロータリーについてお聞きしたいと思っています。

私が生まれ育った桜にはロータリーが、円形交差点がございます。ロータリーがあることが当たり前として過ぎてきましたが、ほかの地域でもよく目にするものと、そういったものではないということがわかりました。そこでお聞きしたいのですけれども、桜ロータリーは先ほど言ったとおり円形交差点に分類されると思います。円形交差点の一種で環状交差点、ラウンドアバウトというものがありますが、どちらも交差点の中央に円形地帯、中央島というものがあります。この中央島について、ラウンドアバウトとロータリー、これに構造上の違いがあるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

○（建設）維持課長

中央島にありますラウンドアバウトとロータリーの構造についてですが、大きな相違はないというふうには思っておりますけれども、ラウンドアバウトで走行します環状道路については駐停車部があってはいけないこと。また、走行方向において車両の優先走行権の違いがあるということでは認識しております。

○横尾委員

交通工学研究会の出しているもの、ラウンドアバウトの計画・設計ガイドというものでは、地域のランドマークとしてこの中央島を活用することも可能となっております。この桜ロータリーは円形交差点の中央島ではありますけれども、ランドマークとしての活用は可能と考えますが、見解をお尋ねいたします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

ロータリーにつきましては、地域のランドマークとしての活用は可能であるというふうには思っております。

○横尾委員

ロータリーの真ん中もそういった形で、ランドマークとして活用は可能ということです。そして、その地域のランドマークとして、花を植えてきれいに整備したいという地域の方の声も聞いてはおります。しかし、活用に当たって堆積、積んでいく雪の問題がございます。そこでお聞きますが、このロータリーの中央島に積んでいる雪はどのぐらいの高さまで積んでいますか。

○（建設）維持課長

中央島の雪につきましては、例年、車道の除雪をした雪を一定程度道路脇に堆積した後、適宜ロータリー除雪車にて投入しておりますので、高いときでおおむね2メートルから3メートル程度は積んでいるものというふうに認識しております。

○横尾委員

その雪はいつごろまで残っていますか。

○（建設）維持課長

中央島の残雪につきましては、毎年降雪状況に違いがありますので一概には言えないのですが、おおむね4月中旬ごろまでは残っているものというふうに認識しております。

○横尾委員

4月中旬にはまだ積んであると思うのですが、この中央島に雪を積んでいるのはなぜですか。

○（建設）維持課長

市道の車道除雪につきましては限られた時間で作業を行うため、かき分け除雪を基本としております。かき分けた雪が一定程度たまった段階で、ロータリー除雪車でここに雪を投入しております。特に、当該箇所につきましては接続道路が5本ありまして、その交差点には置き雪ができないということもありますし、バス停が中央島の外側に位置しているということから、外側に堆積すると見通しが非常に悪化するということで、交通安全の面から問題があるというふうに考えているためであります。

○横尾委員

雪を積むということは滑りどめの砂も残っていると思いますが、どのぐらいの量の砂がありますか。また、人力だけで簡単に除去できる量ですか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

バス通りなどの桜本通線などは砂散布路線になっておりまして、中央島に投入した雪、まじっている砂につきましては正確に残砂量ということでは押さえておりませんが、融雪後の状況から一定程度入っているものというふうに認識しております。毎年、この砂につきましては委託によって人力作業で除去しているというのが実情であります。

○横尾委員

毎年そこに積まれている雪があるということと、砂もしっかりあるということで確認させていただきました。

次に、小樽八区八景なのですけれども、小樽市で八区八景指定をしておりますが、桜ロータリーの上にある熊碓神社からの眺めは、桜ロータリーと熊碓神社として八区八景に選定されております。八区八景はどのようなもので、どのように選定されるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

小樽八区八景につきましては、魅力あるまちづくりを進めるために市内を八つの地区に分けまして、さらに各地区を代表する八つの景観を選び出し、市内全体で64の景観箇所を選定したものでございます。この選定の方法につきましては、市民アンケートの実施や地区ごとに住民の皆さんが参加いたしました景観八景ゼミを開きまして、候補を募集した中から景観審議会の議論を踏まえまして選定したものでございます。

○横尾委員

この八区八景には、八景式鑑賞法というものがあるそうですけれども、それについてお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

八景式鑑賞法でございますけれども、例えば滋賀県の近江八景ですとか金沢県でございます金沢八景など、その地域を代表する景勝地を選び出して鑑賞する方法として、国内各地で古くから親しまれているものでございます。

○横尾委員

そして、この八区八景が選定されていますけれども、これによって期待されるものとはどんなものでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

この八区八景につきましては、地域の個性や魅力を反映したものとなっておりますので、市民の皆さんが御自分の住むまちに対して愛着を持っていただくことや、地区の景観特性を理解していただくことで、魅力ある景観づくりにつながることが期待されるかと考えております。

○横尾委員

今の説明から、桜ロータリーを含むこの地域は八区八景にも選定されておりますので、さまざまな地区の代表する景観だとかは、市民アンケート、住民の方の声、そういったものから大変親しまれている景色かと思います。また、八景鑑賞法の中に少しありますけれども、四季折々の変化や朝夕などの移り変わりに町並みは表情を変えるよと、そういったものを見ていこうというような話がありました。ロータリーの冬の雪山、それを見て春には砂が積まされている、残雪が残っている、そのような状況を今地域の方が見て残念に思っているのではないかというふうに思っております。

この桜ロータリーは、確かに道路ではありますけれども、小樽の宅地開発と密接に関連する文化財であるとも考えますが、見解を伺います。

○（教育）生涯学習課長

桜ロータリーにつきましては、実業家の野口喜一郎氏らによって昭和初期に進められた土地区画整理事業の中で生まれたものでして、自動車を利用するライフスタイルを見越して、東京都や大阪府で展開されていた田園都市計画にもつながるようにつくられた、当時の小樽の繁栄を物語る土木事業でございました。こうしたことから、市内各地の文化遺産を取りまとめた小樽市歴史文化基本構想の中でも、桜ロータリーは貴重な文化遺産の一つであるというふうに記載していたところでございます。

○横尾委員

そういった、地域にも親しまれ、小樽としても文化遺産としてこの基本構想にも載っている、そういったものであるということを確認させていただきました。

それでは、このロータリーの安全管理の部分ですけれども、望ましいラウンドアバウトの構造についてということでは、中央島の構造上の留意事項として、通行する車両の見通しを十分に確保できる構造とすると示されていますが、ロータリーも同様でしょうか。

○（建設）維持課長

ここの桜地区のロータリー部分についても、他の幹線道路と同様に現地の雪の状況を確認した上で、適宜通行する車両の見通しを確保していくことが望ましいものというふうには考えております。

○横尾委員

それでは、このロータリーの除雪による堆積の高さの影響については、今、答弁あったとおり確保する、今そういう話がありましたけれども、どのような高さであればどのような影響があると考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）維持課長

見通し確保という点につきましては、一般に1メートル50センチメートルぐらいの高さになってくると徐々に見通しが悪くなるというふうには考えております。ただ、このロータリーの形状について、雪山の高さが影響するかどうかについては、道路パトロールで確認しながら、その辺は対応していきたいと思っております。

○横尾委員

私が少し調べたところによりますと、寒地土木研究所の研究者という人が作成した、ラウンドアバウトの冬季管理に関する実験的研究という論文があります。そちらでは、除雪による堆積の高さの影響を明らかにするための実験を行っております。堆雪の位置及び高さはドライバーの主観と運転挙動に影響し、運転の支障となることから、冬季の堆雪の管理が必要である。そして堆雪、先ほど言った積んでいる雪です、雪の位置は、ドライバーの歩行者に対する視認性を確保するため、交通の円滑性などさまざまな要因について考慮し、判断する必要がある。そして、堆雪の高さは主観評価、運転手の主観の評価及び運転挙動計測とともに1.2メートル以上では、ドライバーに対する支障度合いや走行速度の低下が著しかったことから、堆雪の高さは1.0メートルとすることが望ましいということが示されております。

堆雪については、昨年度までのように積まず、運転の支障とならないようなるべく低く、そして積まないようにしていただきたいことを要望いたしますが、見解をお聞かせください。

○（建設）維持課長

今御質問ありましたけれども、本市の除雪事業につきましては限られた除雪体制と予算がありまして、できる限り効率的に、効果的に進めることが望ましいということで認識しておりまして、このロータリーの中央島の中に一定程度の雪を入れることについては、御理解いただきたいというふうに思っております。

ただ、地区のランドマークとして考えられる場所ということもございますので、交通安全の観点から、見通しの確保については重要なことと認識しております。早目の排雪対応ですとか、最終的な雪山処理、その後の砂回収作業については、早目にこの地区が春を迎えられるように対応に努めていきたいというふうに思っております。

○横尾委員

実際にどれぐらいの雪があつて、それを排雪するのに幾らかかるかというのは改めてお聞かせ願いたいと思えますけれども、このようなお金がかかるから望ましくない場所に雪を積もうという話はなかなか、もうこういった基準が示されているので難しくなるかと思えます。いろいろなものがありますので、そういった危険性だとか、ここに関しては文化財としての価値、そういったいろいろな観点を持っている部分もありますので、市でもそういった観点も考えながら、こういった除雪だとか堆雪の部分も考えていただきたいと思えます。

今まで、本当に夏から秋にかけては、ほかの地域にはない愛着や誇りの場所として親しまれているロータリーです。こういった部分は早期の改善をしていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

◎学校司書について

次は学校司書についてお伺いしたいと思います。

学校司書について、現在配置している学校等を示していただきたいと思えます。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今年度配置しました学校でございますが、市内を6ブロックに分けておりまして、各ブロックの拠点校として高島小学校、長橋小学校、潮見台小学校、桂岡小学校、向陽中学校、そして朝里中学校の6校に配置しております。

○横尾委員

これが拠点校になると思えますけれども、それぞれ担当している学校をお聞かせいただければと思えます。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

ブロックごとでございますが、まず塩谷・長橋ブロックの拠点校が長橋小学校、担当する学校が忍路中央小学校、

塩谷小学校、幸小学校、忍路中学校、長橋中学校です。

続いて、高島・手宮ブロックでございますが、拠点校が高島小学校、担当校が手宮中央小学校、稲穂小学校、北陵中学校、西陵中学校でございます。

続きまして、中央・山手ブロックでございますが、拠点校が向陽中学校、担当校が花園小学校、山の手小学校、奥沢小学校、菁園中学校、松ヶ枝中学校でございます。

続きまして、南小樽ブロックでございますが、拠点校が潮見台小学校、担当校が桜小学校、豊倉小学校、潮見台中学校、桜町中学校でございます。

続きまして、朝里ブロックでございます。拠点校が朝里中学校、担当校が望洋台小学校、朝里小学校、望洋台中学校でございます。

最後に銭函ブロックでございますが、拠点校が桂岡小学校、担当校が張碓小学校、銭函小学校、銭函中学校でございます。

○横尾委員

それでは、それぞれ拠点校によると思いますけれども、所属と勤務先は一緒になっているのでしょうか、その辺もお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

所属と勤務先でございますが、配置している学校、いわゆる拠点校が所属であり勤務先となっております。

○横尾委員

今後の学校司書の整備計画みたいなものがあつたら示していただきたいのですけれども。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

全校に司書を配置したいと考えているところでございますが、現状のように拠点校方式のような配置をするならば、相当な経費がかかることが予想されてまいりますので、配置の仕方も含めて検討してまいりたいと考えております。

○横尾委員

実際の学校司書の業務内容を示してもらえますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校司書の業務内容についてでございますが、図書館資料の分類や整理、それから図書館資料の貸し出しや返却、図書館資料の購入及び廃棄の計画、図書館資料の紹介や利用案内及び広報なども行っております。それから、学校図書館の環境整備、また、児童・生徒の読書の相談なども受けてございます。それと、司書教諭の補佐及び教職員との連携、他の学校の学校図書館との連携及び協力、市立小樽図書館や地域ボランティアとの連携、その他学校長が必要と認めた事項を業務内容としてございます。

○横尾委員

拠点校、担当校とありますけれども、それぞれの業務内容は違うのでしょうか。もし、別にあれば示してください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

拠点校と担当校での業務内容は、先ほど述べた業務内容にほぼ似たような部分がございます。担当校での業務内容につきましては、指導助言や学校図書館運営の協力のほか、司書が在籍していた学校も中にはございますので、そういったところを巡回して環境整備の維持管理を行っているところでございます。拠点校での業務内容については、先ほど述べたようなものが挙げられるところでございます。

○横尾委員

拠点校として入っているところは、まだ整備がされていないところもあると思うのですけれども、その環境整備

は1年間で全部の学校をやっていくということですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

環境整備でございますが、整備にかかる期間は学校の規模によっても差が生じるところがあるのですけれども、おおむね2年間を見てございます。

○横尾委員

拠点校をどんどん整備していくわけですが、それには2年ぐらいかけて整備を進めていくということです。この学校図書館をどういうふうに整備するか、運営していくのかという方針みたいなものは、市で定めているもの、それとも学校で定めるもの、それとも市として定めたものにとって学校で定めるもの、どういったものでしょうか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

学校図書館の整備方針や運営方針につきましては、学校ごとに定めるものとなっております。

○横尾委員

学校によって全く違うものですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

学校の図書館の規模にも違いがございますので、学校ごとで作成するような形になってございます。

○横尾委員

あと、学校図書館システムというものを入れていると思うのですが、それはどのようなものを使っておりますか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

学校図書館に入れておりますシステムは、図書管理ソフトウェアのLiSTというものを導入しております。

○横尾委員

そのシステムを選ぶ基準というのはどのようなものですか。それと選定するときには誰が決めたりしていますか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

システムを導入する際の選ぶ基準でございますけれども、最終的には児童・生徒も操作ができるということを考えておりますので、シンプルさ、簡単さなどを選考の基準としてございます。選定は誰が行うのかというような御質問でございますが、学校や図書館、学校司書等と協議いたしまして、市教委が行ってございます。

○横尾委員

それでは、小樽市の学校全てで同じシステムを使っているということよろしいですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

現在は同じようなシステムを導入してございます。

○横尾委員

現在、そのシステムにふぐあいとかはないのか。また、このシステムをそのまま使っていく予定なのかお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

システムのふぐあい等がないのかという御質問でございますが、一部パソコンがまれにフリーズしたり、バグが生じたりなどの報告は若干受けているところではございますけれども、各学校で業者に連絡などをして解消しているということで、現在は重立ったふぐあいはないというふうに確認をしております。また、このシステムについては今のところ変更ということは考えておらず、このまま導入していけばというふうに考えてございます。

○横尾委員

学校司書の業務マニュアルみたいなものはございますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校司書の業務マニュアルについてでございますけれども、北海道教育委員会が発行してございます学校司書の手引きであったり、小樽市学校図書館協議会が製作しております学校図書館運営マニュアルといったものを業務マニュアルとして活用しているところでございます。

○横尾委員

そのマニュアルは二つありますけれども、その位置づけ、どっちが優先とかそういったものはありますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

両方を見比べた場合に、小樽市学校図書館協議会が作成しております学校図書館運営マニュアルのほうがわかりやすくなっているという部分は確認してございますので、今申しました学校図書館運営マニュアルを活用していただいているところでございます。

○横尾委員

聞いているのは、嘱託職員で多分やっていると思うのですがけれども、経験のない方が今学校司書になっていくのかなというふうに思っていますので、その辺の業務の内容等を確認させていただいております。ちなみに、学校司書の方の業務に関する指示というのはどなたが行いますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

司書に対する指示でございますけれども、所属長である学校長が行っております。

○横尾委員

では、学校図書館の業務に関する相談は誰が受けますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

業務に関する相談でございますけれども、例えば学校の教科に関することであれば、学校長や教頭を含めた管理職のほかには図書担当教諭、司書教諭などがございます。また、専門的な図書室での本の並べ方や、購入などのアドバイスを受けたりというような部分では、市立小樽図書館などに相談をするようなこともございます。また、任用などの人事の部分につきましては、私ども市教委で相談を受けることなどもございます。

○横尾委員

ちなみに、この拠点校、担当校それぞれのタイミングで行くかどうかというのは誰が決めますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

拠点校に所属している学校司書がブロック内の担当校へ出向く場合には、まずはそれぞれの担当校の学校長が拠点校の学校長に、こういった業務で来てほしいというような相談をしていただきまして、拠点校での業務内容にもよると思うのですが、可能な場面であれば拠点校に配置している学校司書が担当校に出向くような形になりますので、拠点校の学校長が決めるような形になります。

○横尾委員

学校司書のかかわり方としては、教育委員会は人事の部分だとか、市立小樽図書館とかもありますけれども、教育委員会、市立小樽図書館、そして学校、あとは学校にいる司書教諭、それぞれの関係について、学校司書との関係について、どういった具体的なかかわりをするのかを少しお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校司書へのかかわりでございますが、教育委員会といたしましては、先ほども御説明いたしました但任用の関係、例えば勤務時間など勤務条件についてのかかわりがございますし、さまざまな相談も受けるようなかかわりがございます。また、司書会議というものを市教委が主催で開催しております、現在市内に6名の学校司書を配置してございますので、司書、図書館の職員などが集まった会議を開催するなどして情報交換なども行ってございます。

学校へのかかわりについてでございますけれども、児童・生徒や教員に対する直接的、間接的なかかわりという部分も出てまいります。図書館資料の整理であったり、施設設備の整備、それから館内での図書の閲覧や館外貸し出しなども行っております。また、教科指導によりましては、教科等の指導に関する支援、特別活動の指導に関する支援なども行っております。

司書教諭など、もしくは図書を担当する教諭とのかかわりでございますけれども、学校とかぶる部分がございますが、授業への協力であったり、図書委員会への支援などのかかわりがございます。

○横尾委員

少し司書教諭と学校司書の関係がわかりづらいので、その辺を少しお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

まず、司書教諭でございますけれども、司書教諭は学校図書館法によりまして、学級数が12学級以上いる学校に配置が義務づけされているところでございます。司書教諭は学級担任と兼務であることが多いので、学校図書館の運営等に十分携われないような場面もあるというふうには聞いてございます。学校司書につきましては、図書館の整備や貸し出し、管理などの学校でなかなか十分にできない部分を、小樽市教育委員会の嘱託員として採用いたしまして、学校図書館の維持管理に当たっているような職務でございます。

○横尾委員

聞いたまとめですが、学校司書はこれからどんどん充実させていっていただきたいというふうに思うのですけれども、さまざまなおところに係りなければならぬ方がぱっと任用されて入ったときに、どこに何を相談すればいいのかというのがかなり複雑な、ほかと違って複雑なかかわりがあるから、それを1人で学校の中でそういった嘱託の身分で入っていくというのは非常に困難な部分もあるかというふうに思います。せっかくやる気がある、そうやって協力していただける方が、スムーズに入って、学校図書館が本当によくなっていく。そういったことをするためにも、この体制です。誰のことをどこに聞けばいいのか、このことは誰に相談すればいいのかというようなことを共有できるような感じにしてほしいというふうに思います。

平成31年3月6日に北海道図書館振興協議会というところの調査研究報告書の中で、公立図書館と学校図書館の連携という部分で、やはり学校図書館への関心を学校全体が持って、ともに取り組む意識づくりが必要であると強く感じているという記載もあったりするので、やはりそういったものが課題になってきているのかというふうに思っております。関心や協働認識を持つことの難しさがやはり課題になると思いますので、今後、現在の学校司書や関係者から現状の困っている点、問題点などをしっかり情報を把握していただいて、サポートしていただいて、充実していただきたいというふうに思っています。

そして、学校図書館の目的は蔵書の充実や学校司書の配置ではなくて、それらを用いて学校教育をどう充実するかにありますので、学校や教育委員会等がしっかりとビジョン、それぞれの共通の認識を持って、また、わかりやすい体制で学校図書館の整備、充実を進めていただきたいと思いますが、見解を伺います。

○（教育）学校教育支援室長

ただいま、横尾委員から学校と司書との連携・協働の面での貴重な御指摘がございました。文部科学省においても、これからの学校は学校職員のみならず、多様な人材がそれぞれの能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を育むチームとしての学校をつくり上げることが大切であるというふうに述べております。教育委員会といたしましても、学校図書館の充実を図るため、専門性を持つ学校司書の配置を進めるとともに、教員と司書が一つのチームとして連携、協働しながら、子供たちにとってよりよい環境を構築することが重要であると考えております。

そういった意味で、ただいまの御指摘を受けまして、現在学校司書と市立小樽図書館、そして市教委の職員で構成しまして、年に2回、学校司書業務の進捗状況を確認しております学校図書館連携会議というのを開催してございます。その会議のメンバーに、例えば配置校の校長であったり、担当教諭等も加えまして、より広い範囲の中で

教員と司書が職務内容だとか、立場、役割等を理解し、互いの職能を生かして協働することのよさを実感することで、一層効率的な学校図書館運営の構築に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

◎無電柱化について

それでは、景観整備といった観点で、無電柱化について質問させていただきたいと思います。

平成28年に無電柱化の推進に関する法律が成立、交付、施行されましたが、いわゆる無電柱化法の目的と、国、地方自治体、事業者、国民、それぞれの責務について説明してください。

○（建設）建設課長

無電柱化の推進に関する法律の第1条に目的が載っております。読み上げます。

「この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」とされています。

第3条に国の責務があります。「国は、前条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。」。

第4条に地方公共団体の責務があります。「地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。」。

第5条に関係事業者の責務があります。「道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者は、第2条の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。」。

第6条に国民の努力という項目があります。「国民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。」。

○秋元委員

それで、これまで小樽市として事業者、市民に対して、この法に基づいた周知などについてどのような働きかけを行ってききましたか。

○（建設）建設課長

法律の周知等につきましては、これまで本市としては特に行っておりません。

○秋元委員

特に行っていないということなのですね。

無電柱化法第4条で、「無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。小樽の状況に応じたこの施策についてはどのようになっていますか、説明してください。

○（建設）建設課長

まだ法律に基づいた施策の策定はしておりませんが、次の7次小樽市総合計画基本計画の中で、「まちなみ景観の創出」という施策がございまして、主な取り組みとして、「無電柱化等により創出される良好なまちなみ景観のための関係機関との連携」を掲げておりますので、これが基本になるものと考えてございます。

○秋元委員

それで、この法の第8条第2項ではどのように定められているのか説明してください。

○（建設）建設課長

法律の第8条、都道府県無電柱化推進計画等というところの第2項に市町村の関連の記述がございます。「市町村は、無電柱化推進計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

○秋元委員

それで、平成28年に施行になった無電柱化法なのですけれども、既に国では、特に2018年、2019年、2020年をめどに進めてほしいということになっておりまして、北海道についても、ことし3月に北海道無電柱化推進計画を策定しておりますけれども、本市がこれまで計画を策定できなかった、また、施策についても議論できてこなかったという、この理由についてどういう理由なのか伺いたいと思います。

○（建設）建設課長

まず、財政的な部分も、かなりこの無電柱化というのはお金がかかりますので、財政的な部分でなかなか手をつけられないというようなことが今まであったということが主な理由でございます。

○秋元委員

それは計画の実施段階での話ですよ。この計画というのは、どのように小樽市の防災なり景観なり、また安心・安全のまちをつくっていくかという、あくまで計画なわけですから、その後の事業実施に当たっての予算のことではないのです。そういうことでは、予算の関係上、予算がかかるから議論できなかったというのは少し違うのかなというふうに思うのです。ここで非常に感じるのは、やはり3年3カ月のこの時間で毎年担当者がかわってきた、そういうことも一つ理由になっているのかというふうに思うのですけれども、もう一回、改めて、よくよく考えると、事業費のことではなくて、議論できなかった理由というのがほかにもあるのではないかと。例えば、法律の認識というのはどうでしょうか。

○（建設）建設課長

無電柱化の推進に関する法律ですけれども、定期的に国からも調査ものとかが来ていまして、小樽市はやらないのですかというようなそういうアンケートみたいな調査ものが来ております。ですが、本市としては、なかなか無電柱化というのは、お金の話ではないという話ですけれども、やはり事業費を想定しながら計画も立てていきますので、なかなか実施できる状況にはなかったのかなと、これまでは、ということで策定には至っていないということでございます。

ただし、今般の第7次小樽市総合計画の中で、先ほど御説明しましたけれども、総合計画審議会の中から御意見をいただきまして、先ほど申し上げました第7次小樽市総合計画の施策の一つとして無電柱化ということを取り上げているところでございます。現時点では計画の策定にはまだ着手しておりませんが、3月にできた北海道の計画もございますので、こういったものも参考にしながら、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○秋元委員

本当は、その計画の中身ですとか施策について具体的に少し聞きたかったのですが、それがないということで、本当はここで質問は終わってしまうのですけれども、もう少し聞かせていただきたいと思うのです。今後、これから検討していくということなのですけれども、確かに2020年までにはなかなか厳しいかもしれないのですが、無電柱化というのはこれからずっと続いていきますから、まず議論を始めることが大事なのだろうというふうに思うのです。そういう考えで、ぜひ検討はもろんなのですけれども、議論をしっかり始めてほしいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建設課長

議論につきましては、第7次小樽市総合計画の施策をこれから推進していかねばなりませんから、その中で議論を始めていきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

よろしく願いいたします。

それで、実際、整備の手法を具体的に調べていくと、これにさまざまな形があるというふうに分かったのです。先ほど、非常に多額の予算がかかるというお話でしたが、現在はいろいろな手法があるというふうに思いますけれども、少し幾つか手法を紹介していただいて、そのメリットについて紹介していただけますか。

○（建設）建設課長

大変不勉強で簡単な説明になるかと思いますが御容赦ください。

まず、大きく分けて地中化方式と地中化方式以外の手法というのがございます。地中化方式の中には、一般的な電線共同溝方式というのがございます。これは道路管理者が電線共同溝を整備いたしまして、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式でございます。二つ目に、自治体の管路方式というのがあります。これは管路整備を地方公共団体が整備いたしまして、残りを電線管理者が整備する方式です。三つ目は、要請者負担方式、これは要請者が整備する方式でございます。四つ目は単独地中化方式、これは電線管理者が整備する方式です。

地中化方式以外の手法といたしましては、軒下配線方式というのがございます。これは建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式でございます。もう一つ、裏配線方式というのがあります。表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式でございます。

○秋元委員

それで、私の記憶では、以前にたしか山田勝麿元市長時代に旧日本郵船株式会社小樽支店の周辺の無電柱化がされたと思うのですが、現在までに無電柱化された、その主体が小樽市ではなくてもいいのですけれども、地域ですとか事業の実施主体と事業費、また、事業の内容について説明してください。

また、あわせて国の交付金などを活用した場合の負担割合についてもお知らせいただけますか。

○（建設）建設課長

まず、国道5号ですけれども、北海道開発局が事業を行っておりまして、今行っておりますのが花園電線共同溝事業ということで、花園十字街から経済センターの間です。これは六百四、五十メートルかと思っておりますけれども、ここを平成26年から整備を進めてございます。総事業費としては19億円というふうに聞いてございます。

それと同じく国道5号、これは終わっておりますけれども、稲穂電線共同溝事業、これは延長が700メートルです。小樽駅の周辺から稲北十字街のあたりまで、これを両側やっております。これは24年から27年まででございます。事業費は調べられなかったもので、申しわけございません。

それと、先ほど委員がおっしゃいました旧日本郵船の前の市道でございます。これは22年に約1億円かかったというふうに聞いてございます。

それと交付金の負担割合のお話ですけれども、事業費の2分の1以内ということになってございます。

○秋元委員

今、負担割合のお話をさせていただきましたが、これは少し私が探した資料の中では、電線共同溝の整備についての費用負担の割合だと思っておりますけれども、先ほど紹介していただいた軒下ですとか、例えば建物の裏のほうです。そちらに電線を移設するような裏配線の場合にはこの交付金なりを受けられるのか。また、負担の割合というのは、電線共同溝の整備と同じように負担がされるのかどうかというのはわかりますでしょうか。

○（建設）建設課長

済みません、そこまでは調べ切れておりません。申しわけございません。

○秋元委員

この法の目的は初めに御説明いただきましたけれども、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成のため無電柱化を進めるとされているのですが、これまで市内で行われた無電柱化工事の目的、先ほど事業を

紹介していただきましたけれども、この目的というのは、防災といった観点なのか、安心・安全という観点なのか、それとも景観という観点なのか、これについてはわかりますか。

○（建設）建設課長

まず、旧日本郵船ですが、これは主に景観が目的でございます。

それと国道5号につきましては、全般ですけれども、安全で快適に歩行できる空間の確保というのが一つあります。もう一つは、町並み景観の向上、これも目的にしております。

最後ですが、第一次緊急輸送道路でありますので、国道5号の防災性の向上、これも目的としております。

○秋元委員

小樽市は観光が基幹産業にもなっておりますけれども、景観への配慮というのは非常に重要だというふうに感じております。特に最近思うのは、やはり船見坂ですとか、海外の方がふえておりますし、あと堺町通りですとか、あと北運河周辺といった歴史的建造物が並んでいる町並みを見ますと、やはりほかから、小樽市外から来られた方が写真撮影、記念撮影をする際に、非常に電線、電柱というのが目につくというふうに改めて感じておりまして、そういう意味で今回質問させていただいたのです。先ほどお話をさせていただきましたが、地方自治体の責務ということですので、小樽市に合った施策、そして計画をぜひ策定していただきまして、計画的に実施していただきたいというふうに思うのですけれども、その上で最後に1点、小樽市の無電柱化の必要性と課題について、もし今の時点で考えられていることがありましたらお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○（建設）建設課長

必要性和課題ということですが、第7次小樽市総合計画でまとめておりますように、やはり本市としては、無電柱化により創出される良好なまちなみ景観の創出、これを図っていくということが一番求められていることだと考えてございます。これを掲げておりますので、財政的な厳しさはあるのですけれども、繰り返しになりますが、これから始まる第7次小樽市総合計画の施策を推進していく中で議論を始めてまいりたい、そのように考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 2時32分

再開 2時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎小樽市総合体育館と旧緑小学校について

それでは、昨日の続きで、小樽市総合体育館と旧緑小学校の件について伺いたいと思います。

それでは、まず、都市計画審議会の協議内容でも話されていたのですが、今の旧緑小学校のあの状態をありのまままで利用するというので協議されていた議事録を読んだのですけれども、建設部が所管して以降、これまでの旧緑小学校の駐車場利用の実態について御説明ください。また、現在の状態で何台ほど駐車できるのかもお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

いつごろから駐車場として開設したのか、臨時なのか、常時なのか、入り口の管理、また、台数はということでございます。旧緑小学校玄関前広場は昨年5月、旧緑小学校グラウンドはことしの6月よりそれぞれ大会開催時などに駐車場が不足する場合、臨時の対応として開設しております。使用方法といたしましては、使用者から使用届を提出していただく形となっております。なお、出入りの関係ですが、常時閉鎖をしておりますので、その開閉につきましては届け出者に行っていただいております。現在の駐車可能台数は、およそ90台でございます。

○面野委員

それでは、旧緑小学校跡が公園の第2駐車場として整備された場合についても、都市計画審議会の中で協議されておりましたが、そのときに出入り口について質問、答弁がなされていたのですけれども、その内容と現在の状況についても御説明をお願いいたします。

○（建設）内藤次長

第2駐車場につきましては、旧緑小学校解体後、総合体育館の団体利用者などを考慮し、大型車の配置も予定しており、それに伴い、道道までの市道区間で橋梁の補強と交差点部分の拡幅について協議をしておりました。なお、公共施設再編計画による将来の施設利用でも、大型車が必要な場合には同様の検討が必要となってまいります。

これら駐車場の大型車利用の件や、旧緑小学校の解体スケジュールに関しましては、議論の途中段階ではありますが、年内に開催予定の都市計画審議会でも当時の説明との違いを含めて報告してまいりたいと考えてございます。なお、昨日の面野委員の御質問に対し、スケジュール予定は仮の話で、審議会へ再度報告していく義務という形はないものと考えておりますと、報告はしないと受け取られかねない答弁をさせていただきましたが、言葉足らずでございまして、ただいま答弁させていただきましたとおり、審議会への報告をしてまいりたいと考えてございます。

○面野委員

よろしく願いいたします。

それでは次に、旧緑小学校が閉校後、平成30年末に当該施設にかかわる駐車場整備について、庁内で何かしらの協議がされた経緯があったのか、または整備に係る予算要求など、何か庁内でアクションは起こっていたのかお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

庁内での協議、あとアクションについてでございます。旧緑小学校閉校後、駐車場整備についての庁内での協議はされておられません。また、整備に係る予算要求などもしていません。

○面野委員

それでは、きのうから議論させていただいていますけれども、旧緑小学校を単体として解体するか、それとも公共施設再編案に沿った新体育館の建設と並行して行うかというのは、最終的には市長の判断になることだと思いますが、公園、それから体育館の関係部署、それから財政部と、いろいろと部署が重なっている案件だとは思いますが、私自身は少しずつ、やはり一気に起債を上げるのではなくて、少しずつ計画的にできるところからやっていって課題を解決していく、または将来を見据えた償還額の平準化を考えていくというのも一つの方法かとも思いますので、その辺を踏まえて旧緑小学校の解体というのは全部壊すのではなくて、少しずつ計画的に進めるべきだと思います。各担当部署、公園、体育館利用、財政ということで、もし担当部署の皆様から御見解をいただければ述べていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

建設部としましては、駐車場不足が喫緊の課題として十分認識しておりますので、公共施設再編計画を見ながらではありますが、再編計画とは別に早期に検討していきたいと考えております。

○（教育）生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課におきましては、小樽公園内に総合体育館のほか、花園グラウンドや桜ヶ丘球場、弓道場や庭球場といった有料公園施設、いわゆるスポーツ施設の所管をしておりますが、競技団体や施設の利用者の皆様から駐車場不足に関する御意見や苦情をこれまでも多くいただいております。大会開催時などには市民の皆様にご不便をおかけしている状況があると認識しておりますので、駐車場があることは望ましいと考えております。

○（財政）財政課長

駐車場に限らず建設事業全般についてなのですが、委員の御指摘のとおり、起債の導入に当たっては後年度負担を考慮して、将来的な公債費の平準化というものは図っていくべき必要があるものと考えております。

私たち財政部としては、旧緑小学校に新体育館を建設するとしても、また、駐車場として整備するとしても、いずれかの時期には旧緑小学校を解体しなければならないものと認識しておりますが、その解体の手法も校舎と体育館を別々に考えるということも一つの方法なのかとも考えております。

また、起債の関係について言えば、単独で駐車場のみを整備するとした場合については、現行にある起債の関係でいけば、公共施設等適正管理推進事業債の中に除却事業というのがございますので、これに該当する形になれば、これは当然起債対象という形になりますが、この起債につきましては交付税措置というものが一切ございません。そして、単に除却だけではなくて、施設解体後に新しい施設を建設する場合には、その施設の形態によっては何らかの補助メニューみたいなことも考えられると思いますし、起債についても交付税措置のある有利な起債の導入ということも考えられますので、今後庁内で十分に検討していく必要があるものと考えております。

○面野委員

なかなか、やはり財政部の部分が一番難しい壁になってくるのかというふうに感じたのですが、最後に、少し具体的な話として、大規模な整備ではなくて、いわゆる仮設程度の最低限の整備を行っていくに当たって、現在の旧緑小学校跡についてどのような配慮が必要かというふうに考えているのかだけお聞きしたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

最低限の整備といたしましては、例えば旧緑小学校の玄関前広場の花壇、菜園などの除去によりまして駐車場確保が考えられるため、とめられる台数や撤去に要する整備費用などを踏まえて今後考えていきたいと思っております。

○面野委員

よろしく願いいたします。

公園緑地課、そして生涯スポーツ課も前向きに考えていますので、全く協議されていないということでしたけれども、今後は当初予算に向けて少し協議をいただいて、ダブルで財政部に要求をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎小樽市総合体育館の指定管理制度について

それでは次に、総合体育館の指定管理制度について、来年3月31日で指定期間が満了になると聞きました。本会議でも伺ったのですが、指定管理者を決めるスケジュールはどうなっているのか改めて御説明をお願いいたします。

○（教育）生涯スポーツ課長

ただいまの御質問でありますけれども、総合体育館は現在の指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了となりますことから、令和2年4月1日以降の指定管理者を決定するために、小樽市公の施設指定管理者選考委員会において公募により選考することとしております。

お尋ねの決定までのスケジュールにつきましてですが、本年7月31日に募集の告示及び募集要項の配布をしております。その後、8月9日に公募説明会を実施し、9月2日から17日までの期間、現在申請書の受付をしております。

す。10月に入りまして、選考委員会により事業者からのヒアリングを実施した上で候補者を選定し、11月の教育委員会による選定の後、12月の市議会第4回定例会に議案として提出する予定であります。市議会におきまして議決をいただきました後、指定管理者指定の告示を行う予定としております。

○面野委員

それで、私が本会議の再質問の中で、8月9日の公募説明会に参加したのが4者あったと教育長から答弁をいただいて、その件に関連して伺いますが、総合体育館の指定管理者制度というのはいつから始まったもので、その制度が始まってからはずっとこういったような公募をしているのか、これまでの申請状況はどうなっているのか、あわせて御説明をお願いいたします。

○（教育）生涯スポーツ課長

総合体育館におきましては、指定管理者制度を平成18年度から導入しております。指定管理者の申請はこれまで4回、全て公募により受け付けておりまして、具体的には1回目の指定期間が平成18年、19年、20年の3年間、2回目が21年、22年、23年の3年間、3回目が24年、25年、26年の3年間、4回目が27年から31年、令和元年度までの5年間、この4回の申請につきましては、指定期間が開始する前年度に申請の受付をしております。

これまでの申請状況ですが、導入当初の17年度の申請に2者の応募がありましたが、その後、20年度以降の申請につきましては、応募はいずれも1者のみとなっている状況であります。

○面野委員

ただいま御説明いただきましたが、ここ近年というか、3回は応募する申請者が1者ということが続いているようなのですけれども、所管課としてはこの公募については1者がいいのか、複数がいいのかというのはどういった見解をお持ちですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

指定管理者制度の目的といたしましては、地方自治法の一部改正が行われた際に総務省からも示されておりますけれども、民間の能力を活用しまして、効果的、効率的な施設の管理運営を行うことによりまして、もって住民サービスの向上、経費の節減を図ることなどができるということで、これがメリットであるというふうに考えているところです。民間ならではの視点から自主事業の提案なども期待できますし、こうした制度の趣旨から一般論といたしまして申し上げますと、1者で単独の申請をいただくよりは複数の提案、より多くの御提案をいただきまして、その中から事業者を選考していくということで、住民サービスの向上や経費節減などの効果がより期待できるものと考えております。

○面野委員

私もそう思います。

次に、全体のことなのですが、公の施設指定管理者選考委員会で選考していくとのことですが、参考までに伺いますが、総合体育館以外の施設では、さまざま指定管理者制度のもと運用されていると思うのですが、申請者が1者のみというのが多いのか、それとも複数者応募してくることが多いのか、こういった傾向にありますか。

○（財政）契約管財課長

これまで公募により選定している施設は、総合体育館を含めて7施設ございます。これまでの選定で、このうち複数応募があつて選定したものは4施設ございました。ただ、直近の選定におきましては、1者のみの応募が6施設、複数応募があつたものが1施設となっております。

○面野委員

やはりもう少し複数の方に応募をいただいて、切磋琢磨やっていたきたいなという印象です。

選考委員会では、事業者へのヒアリングも行われているようですけれども、どのような視点で選考していくのか、

また、事業者からはどのような項目について提案があるのか御説明いただきたいと思います。

○（財政）契約管財課長

御質問にありました選考方法でございますが、小樽市公の施設の指定管理に関する条例に選定基準というのがございます。主なものとして3項目ございます。

まず一つ目は、施設の管理を安定して行うことができるかどうか。二つ目といたしまして、施設の効果的かつ効率的な管理ができること。3番目といたしまして、施設の使用について公平性の確保ができることの3点となっております。それぞれの施設に応じて、今言った3項目の配点を定めまして、選考委員会で決定しているものがございます。そのため、施設によっては、独自事業によりまして収入を確保できる施設や全くそうではない施設などもあることから、必ずしも財務面だけを理由にすることはないものがございます。

○面野委員

財政面だけではなく、いろいろな多角的にヒアリングを行って指定管理を選考していくということでしたが、総合体育館の話に戻りますけれども、申請者は今のところ4者ということですが、残り今週いっぱいぐらいになると思うのですが、何者になるかわかりませんが、ただいま契約管財課長のおっしゃっていたような点で公平、公正な視点を持って、さらには総合体育館も結構ボロボロになってきていますので、その辺も踏まえてよい応募者を選考していただきたいと要望して、この項の質問は終わります。

◎除排雪について

続いて、除排雪について伺いたいと思うのですが、除排雪計画についての策定手順は本会議で御説明いただきましたけれども、第3回定例会に計画案を報告するということでしたが、私の知る限りでは、私は報告いただいていると思うのですが、どのような感じで報告をしていただけるのでしょうか。

○（建設）維持課長

当該年度の除排雪計画につきましては、これまでも第3回定例会の建設常任委員会において、除排雪路線の延長ですとか、今冬重点的に取り組む主な項目などを報告させていただいておりますけれども、これをもって除排雪計画案であるという明確な説明がこれまで十分でなかったのかなと感じているところであります。このため、今年度の今定例回の建設常任委員会におきまして、庁内の雪対策体制や今冬の除排雪作業にかかわる主な取り組み、それから除排雪路線の規模などについて取りまとめたものを除排雪計画案ということで報告させていただきまして、皆様にわかりやすく説明していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○面野委員

策定にかかわっては建設部が主体ということだったのでありますが、多岐にわたる部署がかかわって策定していることもありますし、さらには除排雪は市民の皆さんからも大変高い注目を浴びている事業なものですから、建設常任委員会だけで議論するというのも、20分という限られた質問時間がありますので、私としては第3回定例会の本会議からも取り扱いたいという思いもありますので、次年度以降はタイトなスケジュールの中大変だとは思いますが、もう少し早目に御提示をいただいて、第3回定例会の本会議で議論させていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

当該年度の除排雪計画につきましては、昨年度の作業終了後、その作業実績の整理ですとか作業内容の検証、7月に開催いたします除雪懇談会の意見の整理を含めまして、実質大体6月から8月の約3カ月で取りまとめなければならないものですから、作業の時間的な制約の関係上、どうしても第3回定例会での報告になってしまうということが実情ではあります。

しかしながら、今後におきましては、第2回定例会などにおいても、除排雪計画について検討の途中経過をお知らせするなど、皆さんへの報告内容や時期を工夫することで、できるだけわかりやすい説明、また、速やかな情報

提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○面野委員

ぜひ、よろしく願いいたします。

◎雪堆積場について

それでは次に、予算計上されている雪堆積場について伺います。

既存の銭函3丁目の雪堆積場は、ここ3年間の受け入れ量はおよそ10万立方メートル前後で推移しているというふうにお聞きしました。本会議の答弁で、これから新設される二つの雪堆積場の受け入れ量、想定量はどちらも10万立方メートルというふうにお聞きしました。また、利用者となる銭函地区の懇談会の場で新設、既存の銭函浄水場敷地内の利用時期や利用方法などについても説明を行うというふうにお聞きしたのですけれども、どのような内容になるのか御説明ください。

○（建設）維持課長

今年度の銭函地区雪堆積場の利用者に対する説明についてですが、11月開催予定の除雪懇談会、銭函地区の2会場におきまして計画内容を周知したいというふうに考えております。計画の周知内容についてですが、市民の雪は、まず来年1月下旬までの排雪受け入れ予定として銭函浄水場敷地を開設して雪を受け入れ、その後、2月から3月にかけては銭函4丁目で雪を受け入れること。また、銭函浄水場敷地の出入り口には交通誘導員の配置によりまして、交通安全対策を図ることや、夜間に雪を受け入れないことで桂岡地区の住宅環境への配慮を行うなどという内容を想定しております。これらにつきましては皆様にできる限り丁寧に説明していきたいというふうに考えているところであります。

○面野委員

ちなみに浄水場の市民の雪捨て場の利用は1月下旬ぐらいまでを予定しているというふうに御説明いただいたのですけれども、やはり雪の降り方によっては早めたり遅めたりということは想定しているのでしょうか。

○（建設）維持課長

やはり例年気象状況が異なりますので、雪の降り方によっては早める、遅めるというのは運用として考えてまいりたいと思っております。

○面野委員

次に、ただいま御説明もありましたが、銭函浄水場までの道のりなのですけれども、国道にぶつかるころではスーパーマーケット、コンビニも営業しています。特に週末などですとスーパーはすごい混雑しているように思えるのですけれども、交通誘導員を配置して交通の安全を確保するというので、本会議でも御答弁いただいたのです。その辺の国道沿いの商業施設のことも考えて、どの程度の範囲で配置する計画予定なのか、また、例えば今回新設するというので、例年の状況というのが比較対象になるのかはわからないのですけれども、受け入れ量などを踏まえて、どのぐらいの渋滞が予想されるかなど、その辺の想定というのはされているのでしょうか。

○（建設）維持課長

浄水場の雪堆積場の開設に伴います交通誘導員についてですが、先ほどお話ししましたけれども、堆積場の出入り口に1名配置するというので、出入りのダンプトラックと一般車両が交錯しないように安全確保に努めていきたいというふうには考えております。

また、雪堆積場に至る道のりの混雑予想につきましては、これまでの雪受け入れ量が倍以上になるというので想定されますので、単純にはダンプトラックの通行量もこれに準じてふえていくものかなというふうには思っております。このことにより、特に国道に至る桂岡十字街ですが、委員の御指摘のように多少なりとも渋滞は予測されますので、その渋滞解消という形で道路状況に応じて、道路幅員確保のための拡幅作業ですとか、交差点の雪山処理を早目を実施することなどで、できる限り円滑な交通導線の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

◎旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事について

私からは、旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事について伺います。

重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店については、昭和62年の保存修理工事以来、およそ30年が経過したために、このたび耐震補強を含めた大規模な保存修理工事を実施することになっておりまして、昨年11月から閉館という措置がされています。

この工事の入札について、この前お聞きしたところによりますと、不調に終わったというふうにお聞きしました。入札不調までの経緯を少し説明してください。

○（財政）契約管財課長

今回のこの工事につきましては、令和元年5月28日の建設工事委員会において入札方法などを決定し、6月17日、8月21日に入札予定として入札公告を行いました。その後、8月21日の入札に応札者がなく、不調となったものでございます。

○佐々木委員

応札者がなかったということですが、この工事について入札不調というのは、これが最初でしょうか。

○（財政）契約管財課長

この工事につきましては、当初、平成31年1月22日に市内業者で構成される3JVを指名通知し、31年2月6日に入札を予定しておりましたが、2月5日に3JVから辞退届の提出があり中止になったもので、今回が2回目の入札となるものでした。

○佐々木委員

2回目ということですので、当然今回は条件等改善の上入札にかけたと思えますけれども、どんな点を変更してこの2回目になったのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

契約管財課におきましては、入札方法をJVによる指名競争入札から事前審査型による条件付き一般競争入札として実施するようにいたしました。これは事前に重要文化財等の工事実績などを確認し、応札してもらおうとしたものであります。

○（建設）建築住宅課長

私からは、工事の設計の変更部分について答弁させていただきます。前回の入札を辞退した共同企業体からのヒアリングを参考にしまして、仮設工事の仮屋根を補強するとともに、一部見積もり単価も見直し、改めて設計価格を積算いたしました。

○佐々木委員

見積もり単価を積算し直したということですが、これは値段が上がったのですか、下がったのですか。

○（建設）建築住宅課長

大方、上がったものが多いです。

○佐々木委員

上がったということは、それだけのお金をかけないとできませんよということで、それだけ上げたということになりますね。そういう意味で受け取ってよろしかったでしょうか。もし違いましたら説明してください。

○（建設）建築住宅課長

そのとおりでございます。

○佐々木委員

そのように変更したにもかかわらず、今回も応札がなかったということですが、今回、入札書と入札参加申請書と希望した事業者、対象工事にかかわる設計図書等の貸し出しを希望した事業者、つまり、この工事受注に意欲を示した事業者というのはあったのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

このたびの入札におきまして、入札参加資格確認申請をした業者、また、建設部において設計図書等の貸し出しを希望した事業者、これは建設住宅課の所管になり確認いたしました、いずれもございました。

○佐々木委員

こういう入札にかかわるものなので、幾つあったのかとか、どこなのですかと聞いても多分お答えはいただけないということで、先に進ませていただきますけれども、そうした事業者がいたにもかかわらず、結局は入札しなかったということですから、そのところに例えば入札に結果として応じなかった原因だとか何かについては、調査をしておられるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

入札参加資格の申請のありました事業者に対して、入札不調の原因究明のために、入札に参加されなかった理由及びその根拠となる資料の提出について文書で依頼しているところです。

○佐々木委員

依頼してまだその結果は来ていないということですね。

○（建設）建築住宅課長

実は、この資料の期限が本日13日となっています。

○佐々木委員

1日早かった。その来た結果というのは、私たちに示していただくことはできるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

この調査は規則的に義務のあるものでなく、あくまでも事業者の協力によってなされているものでありますので、まずは事業者の了解を得なければならないということもあるので、ここで公開できるかどうかは明言はできないので御容赦ください。

○佐々木委員

それでは今お聞きしませんし、後ほどもしわかりましたらその辺のところを示していただいて、そういうことが可能であればお聞かせください。

それで、今、そここのところの考え、その原因については推測でしか語られないと思うのですが、どんな原因が考えられるのでしょうか。技術的な問題で、例えば近代建築の修復技術に対応できる事業者が実はいないとか、そういうことだとすると、非常に大変なことになるだろうというふうに思うのですが、そのあたりについて、お考えがあればお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

現時点では、明確な原因は不明です。今後、提出された資料をもとに検証して、その後、事業者とヒアリングをやっていききたいと思います。

それで、近代建築の修復技術に対応できる事業者がいないのではないかという話ですが、実は、今回の入札の前に入札参加資格の条件を定めることを目的とし、道内外の建築A1ランクの事業者に対して国指定重要文化財の改修工事の実績について調査いたしました。その調査結果で実績のある事業者がいましたので、対応できる事業者がいないという、そのような心配はないと考えております。

○佐々木委員

となると、そういう技術は国内にあると。その結果、今回入札不調に終わったということは、今回の額は4億6,364万円という予定価格になっておりますけれども、この金額が見合わないということが考えられますよね。そうだとすると、どのような対応ができるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

金額が合わないことが原因だった場合には、工事費のどの部分が合わないか、また、なぜ合わないのか、そのようなことを把握するために、事業者からの資料提出、ヒアリングを行った後に設計の見直しを行うなど、そのような対応を検討してまいりたいと思います。

○佐々木委員

ということになると、相当時間も手間もかかるということになります。今後、それでは入札をもう一回きつとやることになると思いますけれども、その入札までの予定についてお知らせください。

○（教育）生涯学習課長

今後の入札予定につきましては、先ほど建設部からも答弁ありましたとおり、不参加の理由など原因究明の調査をこれから行うというふうに聞いておりますので、その調査結果次第ということになりまして、具体的にいつということまではまだ決まっております。

ただ、大変重要な建物というふうに我々も考えておりますし、工事がおくれることで休館期間が延びてしまうということも考えられます。さらに外壁ですとか内装の劣化も危惧されますので、文化庁とも見直しの必要な課題について十分協議を進めるとともに、施工を担当します建設部ですとか予算や契約を担当する財政部とも十分連携を図りながら、できるだけ早い時期に入札手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

今お聞きただけでも相当な、この旧日本郵船株式会社小樽支店の修復工事だけをもってしても、これだけの手間がかかっていくと。以前から私は何度かお願いをしておりますけれども、市内の歴史的建造物の、特に色内の旧銀行街の建物や何かは同じような技術を必要とする修復がこれから多分どんどん続いてくるのだらうと、同じ時期に建てられていますから。そうすると、その修復がきちんとできていくということが本当に小樽の経済、観光、そうした面にまでいろいろな影響を及ぼしてくるので、特に大事なことだと思うのです。

去る5月25日に小樽100年プロジェクト・セミナーを開かせていただきました。その中では、福岡県八女市八女福島の北島氏に講演をしていただきましたけれども、歴史的建造物の維持活用のためには修復技術を持つ地元の事業者の育成が不可欠だというふうに述べておられました。そのことが地域の経済活性化にもつながっていくというお話です。先ほど市内のJ Vが1回目は辞退ということになったとお聞きしましたけれども、そういうところがやはりこれから課題になっていくのかというふうに今回のこのお話を聞いて思いました。

第7次小樽市総合計画基本計画（原案）の中には、主な取り組みとして、「歴史的建造物の所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全」とあります。このためにも、やはり全国的な大手の建設業者に頼るだけではなくて、地元業者による修復技術の開発、それから技術の蓄積、そういうことを図っていく必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

歴史的建造物の保全という部分につきましては、地元の業者がかかわりを持ちながら技術的なノウハウというものを蓄積できれば、歴史を生かしたまちづくりを進めていく上でも、地域の技術力の向上ですとか、地域の活性化にもつながってくるのではないかと考えているところでございます。

○佐々木委員

そうですね。そういうための施策をやはりきちんと具体的に進めていかないと、こういうものはきちんとしてい

かない。漫然としていては、きっとそういうことは蓄積されていないのだと思います。小樽市の的確なリードというものを期待しますので、どうかこれからも考えて、第7次小樽市総合計画に沿った取り組みができるようお願いをします。

最後に質問なのですが、この旧日本郵船の建物、長期休館期間は2018年11月4日の日曜日から2022年3月までの予定となっています。2022年3月なのですが、この工事開始が遅くなるようであれば休館の措置がさらに長引いていくのだらうと思うのですが、せめて工事が始まる前までの間、観光客や見学希望者に、一時開館して見てもらうとかという配慮はできないのかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

一定の配慮ということで、工事が始まるまでの間に一時開館することはできないかということでございましたけれども、昨年11月の休館後から展示資料の博物館への輸送ですとか営業室の机ですとか、椅子のこん包を行うなど工事に向けた展示資料ですとか調度品の移動作業を既に進めているところでございます。そして、当初予定しておりました休館期間につきましても、冬期間はスチームのボイラーを稼働することによりまして、積雪などによるすきまが発生しまして、今傷んでいる建物への悪影響が危惧されると。つまり外壁ですとか内装の傷みがさらに進みまして、一層経費がかかるということもあり得るといふ指摘を専門家からいただいております。そういうことで11月から休館することにした経緯がございまして、なかなか一時開館に向かうことは困難というふうに考えております。

○佐々木委員

では、関係者の皆さん、できるだけ早く工事が行われるようによろしく願いまして、私の質問は終わります。

○面野委員

済みません、時間がありますのでもう一回。

◎除排雪について

除排雪について聞きたいと思います。

貸出ダンプ制度について再度お聞きしたいのですが、今年度は主に転回場に関する制度変更が行われ、理由は4月のアンケートの結果ということでしたが、このアンケートの対象者についてお聞かせください。

○（建設）建設事業室主幹

本年4月に実施いたしました貸出ダンプ制度のアンケート調査についてでございますけれども、2種類ございまして、一つは、平成30年度に貸出ダンプ制度を利用した団体242団体にアンケート調査票を送っております。二つ目は、27年度から29年度の利用団体のうち、30年度に利用していない団体を対象にアンケート調査を行ってございます。団体数としては82団体になってございます。

○面野委員

それでは、アンケートの集約の部分で、転回場に関することが主に答弁の中で出てきましたが、これ以外どのような意見というか、アンケートの中身についてどのような感じだったのかお聞かせいただけませんか。

○（建設）建設事業室主幹

アンケートの内容でございますけれども、転回場のほかに利用団体の規模ですとか、利用日の決定方法、これは抽せんを決めているのですが、この抽せんに対する御意見等を伺っております。利用団体の戸数については、20戸から50戸未満という、それ以下の利用者が多いということで、イメージとしては町会の班単位というような御利用が多いのかなというふうに感じております。

利用日の決定方法につきましては、抽せんに対する不満がないかどうかという質問に対して、約9割の方については、不満はないという回答をいただいております。

○面野委員

それでは、当初予算のときに貸出ダンプ制度の予算を計上せずに、第3回定例会の補正予算で計上するという、当時そういう御説明をいただいたと思うのですけれども、そのときに制度の抜本的な変更を含めて検討する旨の答弁をされていたのですが、今回の制度変更は抜本的という考えではないと思うのですけれども、まずその確認をお願いいたします。

○（建設）建設事業室主幹

今回の変更は一部の運用変更にとどめてございます。

○面野委員

それで、4月のアンケートで分析等もされていたと思うのですけれども、およそ約5カ月間ぐらい時間があって、おおむね先ほども御説明いただきましたが、アンケートの課題なども考えられていたのかと思ったのですけれども、なぜこの第3回定例会で抜本的な変更に至らなかったのか、いろいろ理由はあると思うのですが、どういったことが原因だと考えられますか。

○（建設）建設事業室主幹

抜本的な見直しについては、現在雪対策基本計画に係る懇話会、分科会等を開催している最中でございますので、その中で委員の皆様から御意見をいただきたいということで、今回の抜本的な見直しについては見送りをしたということでございます。

○面野委員

ちなみに今、基本計画をつくる中で、いろいろと懇話会、分科会を開催して、その中でさらに意見集約をしてということだったのですが、原部、原課として、これが抜本的な制度変更になるのではないかという具体案などは議論の中で出たのか、出ていないのか。また、もし出たとして、その話をできるようにあればどのような内容だったのかというのはお示しできるのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

貸出ダンプ制度の抜本的な見直しにつきましては、第2回の分科会において協働の取り組みの一環として、我々から提案をさせていただいております。内容といたしましては、助成金への移行、これにつきましては排雪作業費の2分の1を上限とする助成金制度を提案しております。

また、次にパートナーシップ制度への移行ということで、これは市が排雪作業を実施することになりますけれども、町会等の団体から費用の2分の1の負担をしていただくという、札幌市が行っているようなパートナーシップ制度を提案しているところでございます。これについては、皆さんからの意見については、今後の分科会、懇話会での議論になろうかということで認識してございます。

○面野委員

これで終わります。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

秋元委員。

○秋元委員

ただいま、一度、質問を終了された面野議員が再度質問をするという形になりましたけれども、今後の委員会運営にかかわりますから、理事会を開いて協議してください。

○委員長

はい。わかりました。

それでは、立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(「委員長、今協議してください。中断して協議してください」と呼ぶ者あり)

今、理事会を開いてですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、この際、暫時休憩します。

休憩 3時45分

再開 5時08分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、委員長から一言申し上げます。

秋元委員から、面野委員の質問のあり方について理事会を開催するよう議事進行があり、委員会を休憩して理事会を開催いたしました。理事会で協議した結果、一度質問を終えた面野委員に再度の質問を認めた私の議事運営はマナーに反していたと考えております。このことについては、私の不徳のいたすところであり、皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。また、お待ちいただいた説明員及び傍聴者の皆様には、大変御迷惑をおかけしたことを重ねておわび申し上げます。

今後につきましては、このようなことがないように、適切な議事運営に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

この際、面野委員から発言の申し出がありますので、これを許します。

○面野委員

委員長から発言の許可をいただきましたので、一言発言させていただきます。

今回、副委員長の立場で、結果として皆様をお待たせさせてしまう状況をつくってしまい、申しわけございませんでした。

○委員長

これをもって、秋元委員の議事進行の整理といたします。

それでは、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○須貝委員

自民党の須貝でございます。気を取り直してテンポよく進めさせていただきたいというふうに思います。

私は、できれば大項目三つお話ししたいと思っております。

◎クアオルトについて

まず、1点目でございます。クアオルトについてお聞きしたいというふうに思います。

去る7月24日に朝里クラッセホテルにおいて、クアオルトに関する勉強会が開催されました。小樽市からも参加され、後日市長へも報告がなされたと伺っておりますが、改めて小樽市としてクアオルトをどのように認識されているのかということをお尋ねしたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

クアオルトの認識についてでございますけれども、健康づくりを行っている者の立場といたしまして御説明を差しあげます。

こちらにつきましては、クアオルトとはドイツ語で療養地の意味でございます。ドイツ温泉協会では温泉などの地下物質、海、気候などの自然条件が病気の治療、予防に適することが科学的、経験的に実証された場所との定義がされており、日本型クアオルトでは心臓リハビリテーション、高血圧、骨粗鬆症の治療に活用される気候性地形療法という手法を基本とした健康づくりであります。既に取り組みされている先進地では、運動習慣のない多くの方に適する運動として健康増進、生活習慣病対策としてクアオルト健康ウォーキングが健康づくりの取り組みとして行われているとお聞きしております。

小樽市におきましては、平成21年度より小樽健康づくりウォーキング推進事業において、ウォーキングとポールを使用して行うノルディックウォーキングについて、ボランティアの養成を行いながら推進を行っているところですが、クアオルト健康ウォーキングに関しましても、小樽健康づくりウォーキング推進事業とともに健康づくりの手法の一つと認識しております。

○須貝委員

改めまして、このクアオルトを研究すればするほど、この小樽、とりわけ朝里川温泉地区というのは非常に適任地であるというふうに私は思っておりますし、現在、この朝里川温泉組合、それから朝里のまちづくりの会も非常に力を入れて今後プッシュしていきたいという旨を聞いているところでございます。

これに関する質問は、実はこのクアオルトに対して、今後小樽市として取り組みいただけるのか、検討開始していただけるのか、着手いただけるのかということをまず1点伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

クアオルトの取り組みをするかどうかという御質問だったと思うのですが、クアオルトですが、ドイツで生まれた取り組みであって、ただ歩くというわけではなくて、さまざまな要素を生かして取り組むことも重要となっております。その内容としましては、先ほど御説明した療養とか保養、観光、交流、専用ガイドの育成など各種プログラムの企画運営が必要となりますので、道内の実施自治体は今のところございませんけれども、道外の先進的な取り組みだとか、国内にクアオルトを研究している学術団体などもございますので、それらの情報をもとに、現段階におきましては、まずは庁内の関係する部署で勉強会を開催して、このクアオルト健康ウォーキングについての効果であるとか、あとはかかる費用、または課題なども整理した上で、参入について改めて検討したいというふうに考えてございます。

○須貝委員

このクアオルトに関する質問は、実は、その回答をいただければとりあえずはおさめようとは思っているのですが、クアオルトに着手するに当たっては、ちょうど私はこの件で協議委員に名前を連ねています北海道大学の上田氏からもアドバイスをいただいておりますし、まずは首長がリーダーシップをとること。そして、行政に担当窓口をつくること。既に先進の9市町村では、やはり健康増進課や観光課といったところが窓口になって旗振りを始めているようでございます。それから、その次には日本クアオルト協議会、これがありますので、ここに参加を表明する。そして四つ目として、市としてクアオルトの構想を市の上位構想に盛り込んでいただいて、土地利用、環境保全、それから景観の形成、これを検討すると、このような順番でいかないとなかなかうまくいかないというようなお話があるようです。

ぜひ、この市民の健康増進を図る、さらには質の高い滞在型の観光保養地を目指す、この両方を満たすクアオルトという構想は小樽市の観光の次の一手になり得るというふうに私は思っておりますし、今そのように考えている方がたくさんいらっしゃるということをお伝えして、検討いただくということでこの件は承知したいというふうに思います。

◎小樽市のバリアフリーについて

次に、二つ目でございます。小樽市のバリアフリーについて少し話を聞かせていただきたいと思います。

2020年の東京オリンピックや国の訪日観光客2,000万人計画に向けて、さまざまな取り組みが現在されております。これらが進行していくと必然的に日本全国でのバリアフリー化の早急な推進が求められていくことになろうかというふうに思っております。ましてや小樽は、観光が小樽市の重要産業と位置づけられており、今後、小樽もバリアフリー化の整備、点検に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

そこでまずお伺いしますが、小樽市としてのバリアフリーに関する見解をお伺いしたいと思います。

○（福祉）次長

委員からバリアフリーについて、観光の観点ということでのお話がありましたけれども、福祉の観点からも、障害のある方が小樽に来たときに過ごしやすくということで、そういう環境づくりのために大変必要なことだと考えております。

○須貝委員

もう少し突っ込んだお話もいただきましたのですけれども、都心部を離れると、やはり観光地域でも未整備の場所が非常に多いという指摘も多々あります。私も実際に、例えば小樽市と札幌市を比べても、この小樽市に至っては、やはり札幌市に比べて大分バリアフリー化がおくれているというふうに感じるところが多々あります。

それで、今回、実は市民のボランティアの方で熱心に小樽のバリアフリーの状況に関して調査されている方から、私にレクチャーをいただく機会がございまして、きょうは特に視覚障害者の方々の点字ブロックに関して、ここにフォーカスして質問させていただきたいというふうに思います。

現在、小樽市として点字ブロックを設置している道路占用及び施設はどれぐらいありますか。また、現在は未整備であるが今後設置を計画している道路、施設というのはあるのでしょうか。可能な限りで結構ですのでお答えいただければと思います。

○（建設）建設課長

私からは、道路につきましてお答えいたします。

本市の中心市街地におきましては、実は平成15年に歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、安心歩行エリアが指定されてございます。それで、19年度までに、その時点でですけれども、新たに国道で約400メートル、道道で約1,800メートル、そして市道は主な市道ですけれども、約1,300メートルの視覚障害者誘導用ブロックを整備してございます。整備エリアにつきましては、国道5号の稲北十字街から入船十字街に進みまして、入船十字街から海側に下がって道道臨港線の現在で言うとホンダのあたり、そして臨港線を北側に戻っていただきまして北海製罐の近くの大きなカーブがありますけれども、あそこを曲がって稲北十字街に戻ると、この線を結んだ範囲の約126ヘクタールのエリアでございます。このほかにも誘導用ブロックを整備している道路はありますが、延長等の集計は申しわけないですが行っておりません。

それともう一つですけれども、今後設置を計画している道路ということですが、市道では、今後も老朽化や破損した視覚障害者誘導用ブロック、これの交換等の修繕は順次進めてまいります。現在は新設を計画している道路はございません。

○（建設）建築住宅課長

私からは、施設について答弁させていただきます。

点字ブロックを設置している主な施設としましては、小樽市役所本庁舎別館、小樽市民会館、小樽市総合体育館、小樽市総合福祉センター、小樽市民センター、そして小樽市立病院です。また、施設としましても、今後設置を計画しているものはございません。

○須貝委員

やはり冒頭に申し上げましたように、今後外国人の方をたくさん受け入れるという構想がある中では、少しまだまだ足りない点があろうかなというふうに思っています。

それで今回、このボランティアの方から、小樽駅から堺町通り、運河周辺での不備や危険箇所の指摘が大変多くありました。少しわかりにくいかもしれませんが、こんな形で数々の不備を写真に撮っていただき、どこがダメなのだというのをレクチャーいただきました。少し事例を申し上げますと、例えば歩道の工事後、原状回復していない。つまり点字ブロックがなくなっている。それから、除雪の重機によるタイルの破損が起きていて、もうその点字ブロックが削られてない。それから、誘導ブロックの途切れ、マンホールの誘導ブロックの張りつけない。それから、誘導ブロックに極端な道路での偏りがある。それから、誘導ブロックの脇の障害物、例えば植木であったり自動車が置かれているケースがある。警告ブロックの不備、あと材質の件等があるのですけれども、これらの事例は主に三つの側面があるというふうに考えています。一つには、工事事業者の監督の問題。それから道路管理者の側面。そして隣接施設のモラルといいますか、そういう側面があるかと思えます。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○（建設）維持課長

私から道路の維持対応の関係でお答えさせていただきます。

視覚障害者誘導用ブロック設置指針というのがございまして、これに基づいて基本的には整備、維持をしております。この設置指針の中にも、点検によりブロックの異常が認められた場合、その補修を行うことというふうに書かれてございますので、委員が御指摘のように観光の視点もありますけれども、安全・安心なまちづくりというような点で重要な対応ということで認識しております。道路パトロールで発見した必要な修繕箇所については、できる限り速やかに対応していきたいというふうには思っております。

○須貝委員

この件については、早急に何とかというよりも、私も今回こういう御相談をいただいて、改めて見てみて初めて気づくことってすごく多いのですよね。やはりこういう障害者の方とか、高齢者の方の立場に、目線に立っていないので、そういう点字が例えば途切れていたとか、それから、信号機、手押し信号の高さの問題だとか、非常にやはり問題が多々あるかと思っております。このボランティアの方からも、とりあえずこういったことを市の方に一度認識いただいて、点検をしていただく。それから、ああいうような点字ブロックの上に車がとめられている、ああいうようなところは、そういう施設の方々への管理監督といいますか、そのことも含めてぜひお願いしたいというふうに思います。何かありましたら、一言お願いしたいと思います。

○（建設）用地管理課長

点字ブロックの上の車両もしくは植木等、さまざまな占有物件が乗っかっているということでございますけれども、私どもは道路パトロールをして、その部分は指導、監督をしていきたいと考えております。

○須貝委員

後ほどもしよろしければ、またこの写真もごらんいただいて、ぜひそのようにお願いしたいというふうに思います。

◎地籍調査について

最後に少し地籍調査に関して質問させていただきたいと思います。

昨日、私どもの会派の山田委員からも質問がありましたので、私は、実はこの御相談をいただいてから平成26年3月の予算特別委員会から、前定例会まで全て議会の答弁を拝見させていただきました。そして、さらには業界の関係者の方の会社に赴いていろいろお話を伺ってきて、私なりの見解も持っているところでございます。時間がなないので余り過去の時系列の問題点の指摘というところまではいけませんけれども、私なりに今後のこの事業に関して、ある程度の着地点をきょう見出したいと思って、このお時間をいただいた次第でございます。

幾つかこれは重要な点もあるので、一つ最初に質問させていただきたいのですけれども、そもそもこの住吉地区を最初に手がけることになった、ここで着手することになった理由をお聞かせいただきたいのですが。

○（建設）用地管理課長

最初に住吉町地区に着手した理由でございますけれども、地価が比較的高く経済効果が高いと思われる人口集中地区内の10地区を選定いたしました。その中でも国道、道道やJRといった管理制下ある長狭物に囲まれ、作業効率の高い住吉町、また、住ノ江1丁目、若松1丁目に着手することとしました。

○須貝委員

作業効率が高いというふうにおっしゃいましたけれども、多分、やはりそういう状況でここから着手したのだらうと思います。いろいろな専門の方に聞きますと、ここが一番やはりやりやすかったのだらうと。この後考えられていたところは、特に小樽は傾斜地が多いので、もっと難しい問題、住民の方との疑義の問題も出てくるのだらうというふうなお話がありました。

それといろいろな議会で、控えてはあるのですけれども、やはり少し答弁においても不確かなところがあったり、少し糸が複雑に絡み合っただけで問題が起きているのではないかと思います。

それでは最後に1点だけ、今疑義があって紛争地と言っているのかどうかあれですが、3件ほどまだ解決していないケースがあるかと思っておりますけれども、その方々とはどういうふうにしていくのかというのをまず1点お聞かせください。

○（建設）用地管理課長

8月末現在で、今未承諾の方が3名いらっしゃいます。この方とは承諾をいただけるように丁寧な説明を行いまして、住吉町地区の完了に向けていきたいと考えているところでございます。

○須貝委員

これは、やはり財産にかかわることですので、非常に難しい問題だというのは、これを読んで、ここまでの経緯を全部見るとよくわかります。一方で、たくさんの労力と予算をつぎ込んで、ここまですべて喜んでいらっしゃるということも事実だと思っております。今後、これらの業者の選定から、それから市の準備から、それから国や道のガイドラインの提示から、すごく不備が、準備不足があったというふうには私は思っておりますので、ここら辺の検証をもう一度していただく。それから、この事業を今後どのようにフィニッシュするかという御見解を少しお聞かせいただきたいと思っております。

○（建設）用地管理課長

まずは住吉町地区、こちらをしっかりと完了に持っていきたくて考えております。その後でございますけれども、この住吉町地区、こちらは時間もかかっているということもございまして、これらの検証も必要だと考えております。そういう中で、今後に向けて検証結果を踏まえて、どのようなことが今まで問題になっていたのか、その辺を整理いたしまして、この先は検討してまいりたいと考えております。

○須貝委員

いろいろお話をさせていただく中で、筆界未定は小樽市としてはしないというふうな方向で、まず、この今疑義をいただいている先とは進めていくと。その上で、きちんと今回の問題点を、いろいろなステークホルダーの問題点があったと思います。それから、市の担当部署の担当者の方々の答弁、それから少しその対応の遅さ、まずさといったところもあったかと思っております。そして、選定された業者の選定方法、能力、それから準備不足、そういったところもあったかと思っております。そんなところを全部一度検証いただいて、それで次の地区に行くのか行かないのか、そこをきちんと市として方向性を出していただければというふうに思っております。それについて、最後、一言いただいて私は終わりたいと思っております。

○（建設）用地管理課長

住吉町地区、これは通常4年程度で終わるのが理想でございますけれども、現在6年目を迎えているということで、こういう部分もしっかり検証してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

◎観光税について

まず、観光税についての質問を最初にさせていただきますが、今、観光税の導入に向けて市長を初め進めていただいているようであります。1点、少し私が気になったことだけきょう今伺おうと思うのですけれども、この導入に向けていろいろ検討される庁内会議が行われていると思いますが、その庁内会議の中では、もちろん観光に関連すること、また、税の課税の方法、そして用途、目的、それから歳入、会計上の扱いですとか、総務省の承認を取りつけるためのいろいろな操作があると思うのです。こういうことを考えて、今、観光振興室がこの主導をされているということで伺いましたけれども、内容を拝見するに、全庁的にわたる問題であり、また、企画の部分もあるので、本来であれば企画政策室が音頭をとっていくべきなのではないかと思うのですが、こういった調整というのは、検討会議を立ち上げる際にはなかったのかお示してください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

観光税ですとか、観光客の受け入れ体制の整備という観点から、これまで観光振興室が中心に議会議論等において対応してきております。本年5月に観光振興のための新たな財源確保に向けた、先ほどおっしゃった庁内検討会議の立ち上げにおきましては、今後税として導入することにおいて広く協議しまして、調整が必要となるため、事務局を観光振興室、そして企画政策室、そして財政部との共同とすることにしたものでございます。

○中村（吉宏）委員

余り1カ所に負担がかかり過ぎると、いわゆる全ての関係性の中で大変なのかなと思って今伺いましたけれども、それと、いろいろな議論の中で出てきたのが、年内に有識者会議を開くということでありまして。これはいつぐらいに、そしてどのようなメンバーで、こういった内容の話し合いをするのか示していただけますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

有識者会議の件ですけれども、メンバーにつきましては、税の種目に対応しました経済団体ですとか観光関連団体、学識経験者などを想定しております。また、スケジュール的なものですが、有識者会議の立ち上げの時期ですけれども、12月を予定しております。

○中村（吉宏）委員

この会議というのは、何か継続的に続いていくような形になるのか、1回だけというのは厳しいと思うのですけれども、この辺はいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

回数につきましては1回というわけにはいかず、数回ということになるかと思っておりますけれども、まだ回数につきましては具体的に進んでおりません。

○中村（吉宏）委員

もう1歩だけ突っ込んだ質問をしたいのですが、有識者会議で大体方向性などが見えるめどというのか、いつごろというのは見えていますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

このめどにつきましても、その有識者会議の中で検討していきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

今後も継続して注視をさせていただきます。

◎北海道新幹線の札幌延伸について

続いて、北海道新幹線の札幌延伸について伺います。

ずっと、かねてから新幹線が札幌延伸するに当たって、私は（仮称）新小樽駅に新幹線を全便停車させてほしい

のだと、その要望を、訴えかけを関係機関にしてほしいということを行ってまいりました。もう今令和の時代になりまして、トンネル工事も進んでいる中、いよいよこういう訴えかけをしなければならぬと思いますけれども、この点を少し進めていただきたいと思います、いかがですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

全便停車の件でございますけれども、要望先としてはJR北海道になろうかというふうに思っていますが、こちらのJR北海道への要望につきましては、小樽の経済界を中心として小樽商工会議所が事務局を務めてございます北海道新幹線建設促進小樽期成会というのがあるのですけれども、そういった団体と一体となって、適切な時期に要望していきたいというふうに考えてございます。

○中村(吉宏)委員

ずっと相変わらずの答弁ですけれども、適切な時期はいつですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

適切な時期ですけれども、より効果的に要望ができるような時期ということで考えてございまして、JR北海道が全便停車させたいようなまちの魅力を準備してといいますか、少し言い方を変えますと、停車させてくれるような戦略を練った上で、そういったものを携えてから要望を行うということがより効果的だと考えておりますので、そういった時期に要望をしていきたいというふうに考えてございます。

○中村(吉宏)委員

魅力を整えてから要望に行くということですが、まず、要望をしてから魅力を伝えていく。魅力を伝える前にJR北海道が、ではどういう条件であればとめてくれるのだと、こういう交渉も必要だと思うのです。だから、早くその要望を上げてくれと言っているのですが、何か少し今の答弁だと魅力が整わなければ要望しないのみたいな話に聞こえるのですけれども、この辺はいかがお考えですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

当然、JRが方針を決める前に行くというようなスケジュールにはなると思うのですけれども、先ほども申したように、JRがどういったことを求めて小樽に停車させるのかと、そういったことを検討して対策を立てて要望を始めるということで考えてございまして、この件につきましては、昨年12月に立ち上げました官民協議会、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の議論の場においても、いかにとまってもらうのかと、委員がおっしゃるように、そういった戦略が必要であるというような御意見もいただきまして、今後その議論を進めてまいりたいというふうに考えているところでございまして、その戦略を整えていくということですが、この戦略の議論につきましてはスピード感を持って取り組んでいかなければならぬと思っておりますので、そういった中で御理解をいただきたいというふうに思っております。

○中村(吉宏)委員

ますます理解できなくなってくるのですけれども、まず新駅をつくって、ホームの建設に関しても以前の議論でずっと申し述べてきました。早くそういう設計に入る前に訴えかけをしなければならぬですと、ホームの構造とか。そういった話から、さらには今、新駅の協議もしていますけれども、協議会を立ち上げていろいろな魅力的な発想をしても新幹線がとまらなかつたら、1日15便走る新幹線が5便しかとまらないという状況であれば、その活用だつてできなくなってしまうということなのです。そのためには早く、小樽に全便とめてくださいと、魅力あるまちづくりとか、あとはJR北海道にその要件を聞き出せばいいだけだと思うのですけれども、手順として逆なのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

手順ということですが、今、JRのお話を現状の中でお伺いしますと、まだまだ北海道新幹線に関するイメージといいますか、運行イメージができていないのだというようなことで、そこら辺については、ま

だ本数が何本とか、そこら辺は全然イメージが立たないのでお話しすることができないのですよというようなことを言われているところでございます。

それで、時間があるとは思ってございませんけれども、その議論の中で、いつまでも議論を続けるつもりはございませんので、そういった議論をスピード感を持ってやっていった中で、当然早く行けることはいいのでしょうかけれども、こういう形、こういう魅力があるから小樽にとめてほしいのだというような説得といいますか、要望の要件といいますか、内容ですね、そういったものを固めた上でJRに耳を傾けてもらうというような手法をとりたいと思ってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村（吉宏）委員

その要望に当たっての魅力はいつ固まるのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

少し先ほども申し上げたかと思ひますが、官民協議会の中で議論を進めなければならないというふうにしてございますので、それをなるべく早目に議論をスタートさせたいと思ひますので、結果がいつ出るかは申し上げられませんが、なるべく早目に議論をスタートさせたいというふうにしてございます。

○中村（吉宏）委員

ぜひ、協議会の中でもどうやって強い要望を上げていくのかということとしっかりと話し合ひていただきたいです。この議論にきょう時間を費やすつもりはなかったもので、引き続きまたこちらにも注視させていただきますので、よろしくお願ひします。

◎太陽光発電事業について

太陽光発電についての質問をさせていただきますが、まず、最上の住民からいろいろな質問状が小樽市に寄せられました。特に注視しているのが、太陽光発電の規制をかける条例やガイドラインの制定が必要と思うけれどもどうかということ、小樽市からはガイドラインを定めると。そして本年度中にということでもありますけれども、このガイドラインの内容についてどういうものを予定しているのか示してください。

○（生活環境）環境課長

太陽光発電につきまして、今年度中に予定しておりますガイドラインのイメージになりますが、こちらにつきましては、まず対象となる規模、出力、面積、そういったものを定めた上で、市へ提出すべきもの、事業概要、そういったもの、それから事業の着手、完了届、そういった事業の廃止、市への提出、報告というものを考えております。また、今回、住民説明会の開催、こういったものが問題となっておりますので、住民説明会の開催、住民理解が得られるかどうか、その辺の確認もするような格好で報告を考えております。

また、話の中で出てくるパワーコンディショナーの位置だとか、この辺がよく設置位置について議論になりますので、なるべく住宅から離れた位置に設置していただくような、そのようなことが盛り込めればと思ひております。

また、適切な維持管理、そういったものを、緊急時の適切な対応というか、その辺のものを市に報告していただくというふうを考えております。

○中村（吉宏）委員

何か、本当に機械的なガイドラインなのだと、少し聞いてがっかりしました。

ちなみに、国では資源エネルギー庁が太陽光発電に関して事業計画策定ガイドラインというのをつくっています。これの中に、特に住民との関係が重要だと言っている箇所が幾つかあるのです。その第2章第1節の「1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続」というところの③、④、⑤というの読み上げてもらえますか。

○（生活環境）環境課長

事業計画策定ガイドライン第2章第1節1ですが、「③ 自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。」「④ 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選

定、開発計画の策定を行うように努めること。」「⑤ 計画の遅延や採算性悪化などが見込まれるかリスク評価を実施し、事業実施の適否を判断するように努めること。』。

○中村（吉宏）委員

その③でガイドライン等を遵守するよという話ですけれども、小樽市はガイドラインが今までなかったのですよね。これは2017年3月策定のものですけれども、この間に小樽市ではこういうガイドラインをつくらうという発想はなかったのですか。

○（生活環境）環境課長

太陽光発電につきましては、割と近年一般住宅に普及しまして、それが拡大して、今FITの認定というのが平成24年に始まって急拡大したところでございます。このようなことで問題が大きくなるという認識もございませんでしたので、今までそういったもの、ガイドライン等の策定のことは考えておりませんでした。

○中村（吉宏）委員

問題が大きくなるとは思わなかったと。予見ができていないということですが、それもどうなのかというふうに今になって思います。さらに言うと、その解説の中で③、④、⑤について、これは9ページですけれども、少しそこを読み上げてください。

○（生活環境）環境課長

9ページ目の③、④、⑤についてですが、「発電設備を設置する土地によっては、関係法令及び条例が定める基準以上に、安全対策や地域との共生を図るための取組を要する場合があります。事業実施に当たって、事業継続が困難になるような潜在的な事象の把握及びそれを回避するための措置を講ずることが求められる。』。

○中村（吉宏）委員

「地域との共生を図るための取組を要する場合があります」のだと言っていますよね。さらに地域との関係というのをこのガイドラインでは示していて、地域との関係構築というのが2番目にありますけれども、その①、②を読み上げてください。

○（生活環境）環境課長

9ページ下の「2. 地域との関係構築」、「① 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。」「② 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。』。

○中村（吉宏）委員

というように記載されているのです。住民とのコミュニケーションを積極的にとれという話があって、その解説の中でも、地域住民の理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正、撤回を余儀なくされる事態や訴訟問題に発展した事例も存在すると、まさに今このまちで起きているのがこれなのです。

こういうことが発生して、もうガイドラインでは示されています、計画初期段階から積極的に自治体と相談して検討すると。地域にも説明しろというのがいろいろ書いているのですけれども、今回、最上と塩谷で問題になっている業者はこれに従っていたと思いますか、思いませんか、見解はいかがですか。

○（生活環境）環境課長

地域住民とのコミュニケーションにつきまして、不足していたと認識しております。

○中村（吉宏）委員

つまり、このガイドラインを守れていないわけでしょう。だからこういう問題になっているわけですよね。

それを踏まえて、今、小樽市はまた似たようなガイドラインをつくろうとしていると思うのです。ガイドラインに拘束力はありますか。

○（生活環境）環境課長

ガイドラインにつきましては強制力等はありませんけれども、今回原因になったものにつきましては、計画の初期段階での住民への説明というふうに認識しております。また、市の把握も少しおくれたと、後手になったということがございますので、ガイドラインによって早期にそういったものを把握できれば防止できるものと考えております。

○中村（吉宏）委員

小樽市の対応が云々という話ではなくて、これはそもそも国がつくったガイドラインでしょう。国がつくったガイドラインに本来この事業者が従うべきだけれども、従っていないということが問題なのだ。さらに、国がつくったものですら知っているはずですよ。それに従わないというのであれば、小樽市が同じガイドラインをつくっても従わないのだと思うのです。

求めるのは、ぜひこれはガイドラインではなくて、しっかり市民を守るために条例の制定をしていただきたいというのを改めて要望しますが、この点はいかがですか。

○生活環境部長

今、いろいろ中村吉宏委員から御指摘いただきまして、そのとおりだと思うのですが、今、環境課長からもお話ししましたように、これまで対応で不足している部分というのは、特に初期段階の対応が不足していたと思います。その部分については私どもも真摯に受けとめて今後の対応に生かしていきたいというふうに思うのですが、我々も条例について、他都市の事例なども、例は少ないのですが何市か調べている中で、策定に一定時間がかかりそうだという印象を受けていまして、それと規制ですとか申請をチェックするためのノウハウですとか、体制も整えていかなければならないという部分も、そういう印象も受けまして、条例でどこまで強制力を持たせられるかというのわかりませんが、ガイドラインも他都市の情報なりを今収集している最中でございまして、いずれにしても、住民が知らない間に一つ問題が進んでいるというのも問題としてあろうかと思っておりますので、そういうことのないように、今、環境課長が言いましたように、事前の届け出なり住民説明会の実施の報告などを規定して、市としてもチェックしていきたい。それで一定程度の抑止力を持たせたいというふうに思っていますので、年内をめどになるべく早くガイドラインをつくっていききたい。その上で、必要があれば条例なり要綱なりの作成について検討していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

再度これは要望として、今後も続けますけれども、ガイドラインをつくったって守らないのです、業者が。守らないものをさらに小樽市がつくって、国のガイドラインを守らないのに小樽市のガイドライン守るなどという保証はないわけです。だから、それともう一つ、ガイドラインをつくる手間があるのだったら、いきなりもう条例の検討に入ったほうが時間的にも早いでしょう。そう思いませんか。だから強く条例の制定を求めるのですけれども、再度検討するぐらいの見解が欲しいと思いますけれども、住民の皆さんのために、いかがですか。

○生活環境部長

ガイドラインに比べますと、やはり条例をつくるのは、各関係条例との整合性を図ったりとか、いろいろな細部を決めていかなければならないものですから、私どもの印象としてはかなり時間がかかるというふうに思っています。ただ、今市内でもいろいろと予定されているところがございますので、まずはガイドラインをつくらせていただきまして、先ほども申し上げましたけれども、その上で必要があれば条例なり要綱なりの作成を検討していきたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

あくまでもガイドラインを先にやって、それから条例だと。市民の安心・安全をずるずるずるずる後回しにするような答弁だと思います。そんなことは、私たちは許せませんので、少し個人的ではありますがけれども、本当に議員提出による条例の制定も含めて今後考えたいと思いますので、その際はよろしくお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会といたします。

きょうは、予定時間が私の不手際で遅くなりました。大変申しわけありませんでした。